令和３年度

国土交通省税制改正概要

国土交通省

令 和 ２ 年 １ ２ 月

国 土 交 通 省

目　　次

令和３年度国土交通省税制改正概要（主要項目）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

令和３年度国土交通省税制改正概要（主要項目の概要）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

令和３年度国土交通省税制改正事項　説明資料

Ⅰ．日本経済の再生

○土地に係る固定資産税の負担調整措置等の延長と経済状況に応じた措置・・・・・・・・・・・・・・6
○航空機燃料税の更なる軽減・・7
○住宅ローン減税及び住宅取得等資金に係る贈与税非課税措置の拡充及び床面積要件の緩和・・・8
○土地等に係る流通税の特例措置の延長・・・9
○Ｊリート及び特定目的会社が取得する不動産に係る特例措置の延長・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
○不動産特定共同事業において取得される不動産に係る特例措置の拡充・延長等・・・・・・・11
○国際船舶に係る特例措置の拡充・延長・・・12
○国際コンテナ戦略港湾等及び国際バルク戦略港湾に係る特例措置の延長・・・・・・・・・・・・・13
○軽油引取税の課税免除の特例措置の延長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
○トラック、内航貨物船、機械装置等に係る中小企業投資促進税制の延長・・・・・・・・・・・・・15

Ⅱ．豊かな暮らしの実現と地域の活性化

○都市再生緊急整備地域等に係る課税の特例措置の延長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
○シェアサイクルの導入促進に係る特例措置の創設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
○地域福利増進事業に係る特例措置の延長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
○相続税等納税猶予農地を公共事業用地として譲渡した者に対する利子税の免除特例措置の延長・・・19
○買取再販で扱われる住宅の取得等に係る特例措置の延長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
○サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
○マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴う税制上の所要の措置・・・・・・・22
○半島、離島及び奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長・・・・・・・・・・・23
○関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長・・・・24
○IR 事業の円滑な実施に向けた税制上の取扱いの明確化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

Ⅲ．クリーンで安全・安心な社会の実現

○自動車関係諸税の見直し・・・26
○低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る特例措置の延長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
○船舶に係る特別償却制度の延長・・・29
○鉄道駅等のバリアフリー施設に係る特例措置の拡充・延長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
○バリアフリー車両に係る特例措置の拡充・延長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
○先進安全技術を搭載したトラック・バス車両に係る特例措置の拡充・延長・・・・・・・・・・・32
○災害ハザードエリアからの移転促進のための特例措置の創設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
○被災住宅用地等に係る特例措置及び被災代替家屋に係る税額の特例措置の拡充・・・34
○事前放流のために整備される利水ダムの放流施設に係る特例措置等の創設・・・・・・・・・・・35
○浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置の創設・・・・・・・・・・・・・・36
○港湾の耐震対策の推進のための特例措置の延長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37

Ⅳ．主要項目以外の項目　・・38

令和3年度国土交通省税制改正概要（主要項目）

Ⅰ 日本経済の再生

1. ウィズ／ポストコロナ時代の活力ある日本経済の実現

① 土地に係る固定資産税の負担調整措置等の延長と経済状況に応じた措置（固定資産税等）
② 航空機燃料税の更なる軽減（航空機燃料税・航空機燃料譲与税）
③ 住宅ローン減税及び住宅取得等資金に係る贈与税非課税措置の拡充及び床面積要件の緩和（所得税・贈与税等）

2. 不動産市場の活性化によるデフレ脱却

① 土地等に係る流通税の特例措置の延長（登録免許税・不動産取得税）
② Jリート及び特定目的会社が取得する不動産に係る特例措置の延長（登録免許税・不動産取得税）
③ 不動産特定共同事業において取得される不動産に係る特例措置の拡充・延長等（登録免許税・不動産取得税）

3. 産業の生産性向上・国際競争力の強化

① 国際船舶に係る特例措置の拡充・延長（固定資産税）
② 国際コンテナ戦略港湾等及び国際バルク戦略港湾に係る特例措置の延長（固定資産税等）
③ 軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（軽油引取税）
④ トラック、内航貨物船、機械装置等に係る中小企業投資促進税制の延長（所得税・法人税等）

Ⅱ 豊かな暮らしの実現と地域の活性化

1. 都市の競争力・魅力の向上と土地の有効活用の推進

① 都市再生緊急整備地域等に係る課税の特例措置の延長（所得税・法人税・登録免許税・不動産取得税・固定資産税等）
② シェアサイクルの導入促進に係る特例措置の創設（固定資産税）
③ 地域福利増進事業に係る特例措置の延長（固定資産税等）
④ 相続税等納税猶予農地を公共事業用地として譲渡した者に対する利子税の免除特例措置の延長（相続税・贈与税）

2. 住まいの質の向上・無理のない負担での住宅の確保

① 買取再販で扱われる住宅の取得等に係る特例措置の延長（不動産取得税）
② サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長（不動産取得税・固定資産税）
③ マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴う税制上の所要の措置（所得税等）

3. 地域の躍動につながる産業・社会の活性化

① 半島、離島及び奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長（所得税・法人税）
② 関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長（法人税）
③ IR事業の円滑な実施に向けた税制上の取扱いの明確化（所得税・法人税・消費税等）

Ⅲ クリーンで安全・安心な社会の実現

1. 交通運輸における環境負荷の低減等

① 自動車関係諸税の見直し（自動車重量税・自動車税等）
② 低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る特例措置の延長（固定資産税）
③ 船舶に係る特別償却制度の延長（所得税・法人税）

2. 安全・安心な交通インフラの実現

① 鉄道駅等のバリアフリー施設に係る特例措置の拡充・延長（固定資産税等）
② バリアフリー車両に係る特例措置の拡充・延長（自動車重量税・自動車税）
③ 先進安全技術を搭載したトラック・バス車両に係る特例措置の拡充・延長（自動車重量税・自動車税）

3. 災害に強い強靭な国土・地域づくり

① 災害ハザードエリアからの移転促進のための特例措置の創設（登録免許税・不動産取得税）
② 被災住宅用地等に係る特例措置及び被災代替家屋に係る税額の特例措置の拡充（固定資産税等）
③ 事前放流のために整備される利水ダムの放流施設に係る特例措置等の創設（固定資産税等）
④ 浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置の創設（固定資産税）
⑤ 港湾の耐震対策の推進のための特例措置の延長（固定資産税）

令和3年度国土交通省税制改正概要（主要項目の概要）

Ⅰ．日本経済の再生

1. ウィズ／ポストコロナ時代の活力ある日本経済の実現

①土地に係る固定資産税の負担調整措置等の延長と経済状況に応じた措置

・現行の負担調整措置等を3年延長

・令和3年度は、評価替えを行った結果、課税額が上昇する全ての土地について、令和2年度税額に据置

②航空機燃料税の更なる軽減

・現下のコロナウイルスによる影響に鑑み、令和3年度まで適用されている軽減措置から更に軽減する措置（令和3年度に限る）

本　　則	18,000 円/kl	→	9,000 円/kl
離島路線	13,500 円/kl	→	6,750 円/kl
沖縄路線	9,000 円/kl	→	4,500 円/kl

・あわせて、航空機燃料譲与税として地方公共団体へ譲与する割合を引き上げ（2/9→4/9）

③住宅ローン減税及び住宅取得等資金に係る贈与税非課税措置の拡充及び床面積要件の緩和

1）住宅ローン減税

契約期限（注文住宅は R3.9 末、分譲住宅は R3.11 末）と入居期限（R4.12 末）を満たす者について、控除期間 13 年の措置を適用

2）住宅取得等資金に係る贈与税非課税措置

令和3年末までに住宅の取得等に係る契約をした場合、令和2年度の非課税額と同額（最大 1,500 万円）を措置

3）床面積要件の緩和（住宅ローン減税及び住宅取得等資金に係る贈与税非課税措置）

新築について、合計所得金額 1,000 万円以下の者に限り、床面積要件を 40 ㎡以上に緩和

2. 不動産市場の活性化によるデフレ脱却

①土地等に係る流通税の特例措置の延長

・土地の所有権移転登記等に係る登録免許税の特例措置（移転登記：本則2％→1.5％、信託登記：本則 0.4％→0.3％）の2年間延長

・宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例措置（1/2）の3年間延長

・住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の軽減税率（本則4％→3％）の3年間延長

②J リート及び特定目的会社が取得する不動産に係る流通税の特例措置の2年間延長

・登録免許税：移転登記（本則2％→1.3％）

・不動産取得税：課税標準 3/5 控除

③不動産特定共同事業において取得される不動産に係る流通税の特例措置の拡充・延長等

1）特例事業者等が取得する不動産に係る特例措置の2年間延長

・登録免許税：移転登記（本則2％→1.3％）、保存登記（本則 0.4％→0.3％）

・不動産取得税：課税標準 1/2 控除

2）特例措置の要件について、一部拡充（登録免許税・不動産取得税）

3. 産業の生産性向上・国際競争力の強化

①国際船舶に係る固定資産税の特例措置（課税標準 1/18）について、船舶産業の競争基盤整備を促進する新たな制度と相まって、海運事業者が一定の性能を有する船舶を導入する場合については課税標準を 1/36 とした上で、3年間延長

②国際コンテナ戦略港湾等及び国際バルク戦略港湾に係る固定資産税等の特例措置の延長

・国際コンテナ戦略港湾等の港湾運営会社が取得した荷さばき施設等に係る固定資産税等の特例措置（課税標準 10 年間 1/2 等に軽減）の2年間延長

・国際バルク戦略港湾において、企業間連携の促進に資する事業を行う者が取得した荷さばき施設等に係る固定資産税等の特例措置（課税標準 10 年間 2/3 に軽減）の2年間延長

③小型旅客船等、港湾整備等に従事する作業船、海上保安庁の船舶、非電化区間の鉄道等、建設機械、港湾運送事業者・倉庫業者・鉄道貨物利用運送事業者等が使用する荷役機械、空港内の特殊車両及びゲレンデ整備車等の動力用の軽油に係る軽油引取税の課税免除の特例措置の3年間延長

④トラック、内航貨物船、機械装置等に係る中小企業投資促進税制（特別償却 30%又は税額控除7%）について、2年間延長（所得税・法人税等）

Ⅱ. 豊かな暮らしの実現と地域の活性化

1. 都市の競争力・魅力の向上と土地の有効活用の推進

①都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域に係る特例措置の2年間延長

・所得税・法人税：割増償却（緊急地域：5年間 25%、特定地域：5年間 50%）

・登録免許税：建物の保存登記（本則 0.4%→緊急地域：0.35%、特定地域：0.2%）

・不動産取得税：課税標準の特例（緊急地域：1/5、特定地域：1/2 を参酌基準とし、都道府県の条例で定める割合を課税標準から控除）

・固定資産税等：課税標準の特例（緊急地域：3/5、特定地域：1/2 を参酌基準とし、市町村の条例で定める割合に課税標準を軽減、いずれも5年間）

②シェアサイクルの導入促進を図るため、一定の区域を対象として、シェアサイクルポートの用に供する償却資産に係る固定資産税の特例措置（課税標準3年間 3/4 に軽減）を創設

③地域福利増進事業の用に供される土地及び償却資産に係る固定資産税等の特例措置（課税標準5年間 2/3 に軽減）の2年間延長

④相続税等納税猶予農地を公共事業用地として譲渡した者に対する利子税の免除特例措置の5年間延長

2. 住まいの質の向上・無理のない負担での住宅の確保

①買取再販事業者が既存住宅を取得し、住宅性能の一定の向上のための改修を行った後に住宅を再販売する場合の不動産取得税について、以下の特例措置の2年間延長

・住宅部分の不動産取得税の課税標準について築年月日に応じて一定額を減額

・敷地部分の不動産取得税について一定の場合に税額から一定額を減額
②サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の2年間延長
・不動産取得税：課税標準から 1,200 万円控除等
・固 定 資 産 税：税額について5年間市町村が条例で定める割合（2/3 を参酌）を減額
③老朽化マンション等の再生を促進するため、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴う税制上の所要の措置を講ずる（所得税等）

3. 地域の躍動につながる産業・社会の活性化

①半島、離島及び奄美群島における、市町村が作成する産業振興促進計画等に基づき取得される工業用機械等に係る割増償却制度（5年間、機械等：32%、建物等：48%）の2年間延長（所得税・法人税）
②関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の2年間延長（法人税）
③IR事業の円滑な実施に向けて、参画しようとする事業者が適切に投資判断を行えるようにするため、各種税制の取扱いを明確化（所得税・法人税・消費税等）

Ⅲ. クリーンで安全・安心な社会の実現

1. 交通運輸における環境負荷の低減等

①自動車関係諸税の見直し
1）エコカー減税等の延長・見直し
トラック・バス・タクシーについては「営自格差」を堅持した上でエコカー減税、グリーン化特例を2年間延長。一部見直しを行った上で、エコカー減税、グリーン化特例、環境性能割における現行の減免対象割合を維持
2）自動車関係諸税の課税のあり方の検討
2050 年カーボンニュートラルへの貢献、技術革新や保有から利用への変化、モビリティーの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向、地域公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。
②低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る固定資産税の特例措置（課税標準5年間 2/3 等に軽減）の2年間延長
③外航船舶に係る特別償却制度（先進船舶 20%、環境負荷低減船 17%等）及び内航船舶に係る特別償却制度（高度環境低負荷船 18%、環境低負荷船 16%）について、2年間延長

2. 安全・安心な交通インフラの実現

①鉄道事業者等が取得するバリアフリー施設（エレベーター、ホームドア等）に係る固定資産税等の特例措置（課税標準5年間 2/3）について、エレベーター等に係る特例対象の要件を拡

充（バリアフリー法に基づく基本構想の生活関連施設に位置付けられた1日当たり利用者数2,000 人以上の駅を追加）した上で、2年間延長

②バリアフリー車両（ノンステップバス、リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシー）に係る自動車重量税及び自動車税（環境性能割）の特例措置について、空港アクセスバスのリフト付き車両（乗車定員 30 人以上）に係る軽減措置の拡充（自動車税（環境性能割）の控除額を800 万円に引き上げ）を行った上で、自動車重量税の特例措置は3年間延長、自動車税（環境性能割）の特例措置は2年間延長

③先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る自動車重量税及び自動車税（環境性能割）の特例措置について、現行の特例措置の7か月間延長及び適用対象となる装置の拡充（側方衝突警報装置を追加）を行った上で、自動車重量税の特例措置は3年間延長、自動車税（環境性能割）の特例措置は2年間延長

3. 災害に強い強靭な国土・地域づくり

①災害ハザードエリアから安全な区域に施設又は住宅を移転する場合に、移転先として取得する土地建物に係る以下の特例措置を創設

・登 録 免 許 税：所有権移転登記（本則2%→1%）
　　地上権・賃借権設定登記（本則1%→0.5%）

・不動産取得税：課税標準 1/5 控除

②熊本地震及び平成 30 年7月豪雨に係る被災住宅用地等に係る課税標準の特例措置及び被災代替家屋に係る税額の特例措置の拡充

1）被災住宅用地等に係る固定資産税等の特例措置（固定資産税の課税標準 1/6（200 ㎡以下）、1/3（200 ㎡超）等）の適用について、2年間延長

2）被災代替家屋に係る固定資産税等の減額措置（税額4年度分 1/2）の適用について、2年間延長

③事前放流のために利水ダムの放流施設を整備した場合に、民間事業者等が整備する当該施設の治水に係る部分の固定資産税を非課税とする特例措置等を創設

④流域内の浸水被害を防止・軽減させるため、新たな制度に基づき民間事業者等により設置された雨水貯留浸透施設の固定資産税の特例措置（課税標準を市町村の条例で定める割合（参酌：1/3）に軽減）を創設

⑤南海トラフ地震防災対策推進地域などにおいて、国の無利子貸付を受けて改良された特別特定技術基準対象施設に係る固定資産税の特例措置の2年間延長

・南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域において改良され、その港湾区域が開発保全航路又は緊急確保航路の区域に隣接する港湾：課税標準5年間 1/2 に軽減

・上記以外の港湾：課税標準5年間 5/6 に軽減

令和３年度国土交通省税制改正

説　明　資　料

土地に係る固定資産税の負担調整措置等の延長と経済状況に応じた措置（固定資産税・都市計画税）

土地に係る固定資産税について、現行の負担調整措置等を3年間延長するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ令和3年度は、評価替えを行った結果、課税額が上昇する全ての土地について、令和2年度税額に据置。

施策の背景

・新型コロナウイルス感染症の影響により経済が大きな打撃を受ける中で、GDPは2020年4-6月期に大きく落ち込んだ後、未だコロナ前の水準に回復しておらず、企業の経営環境の改善や民間投資の喚起等が急務。

・令和3年度は、3年に一度の評価替えの年であり、近年、地価が全国的に上昇傾向にあった中で、多くの地点で固定資産税負担が増加する見込み。

➡ **新型コロナウイルス感染症の影響により、経済状況、事業者の経営環境及び家計の所得環境が悪化する中、固定資産税の負担増が収束後の経済の力強い回復の支障となるおそれがある。**

商業地の地価動向

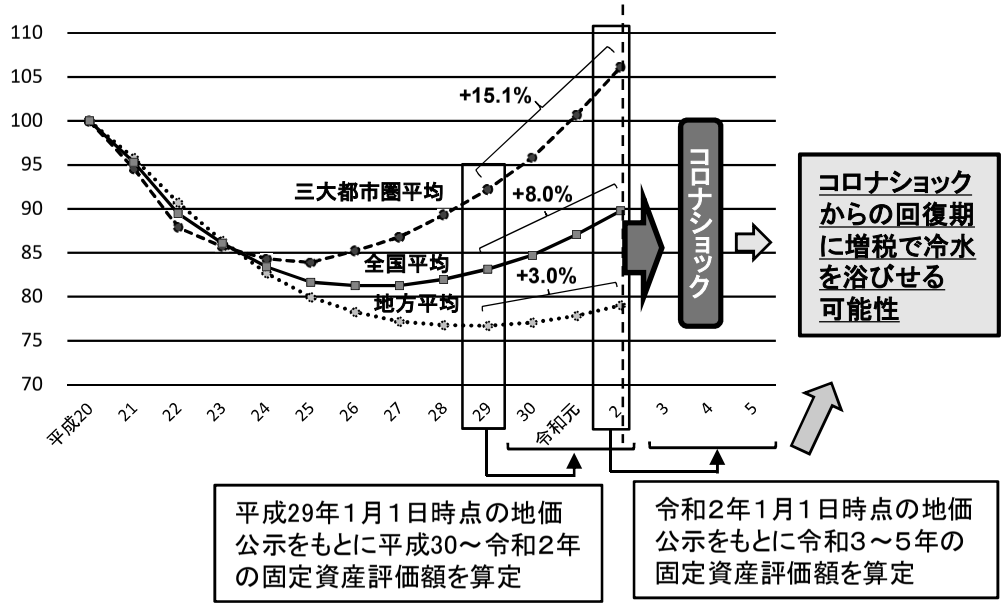

※令和3年度評価替えは、令和2年1月1日時点の地価公示に基づき実施され、これを基に3年間課税される。

資料：国土交通省「地価公示」をもとに平成20年=100とした指数値を推計。

要望の結果

- 現行の**負担調整措置等を3年間**（令和3年4月1日～令和6年3月31日）**延長**する。
- **令和3年度**は、評価替えを行った結果、**課税額が上昇する全ての土地**について、**令和2年度税額に据置。**

航空機燃料税の更なる軽減（航空機燃料税・航空機燃料譲与税）

○ 航空ネットワークは、公共交通として社会経済活動を支えるとともに、訪日外国人旅行者2030年6000万人の政府目標など成長戦略の実現に必要不可欠な「空のインフラシステム」である。

○ その担い手である航空会社の赤字が継続すれば、航空ネットワークも更に縮小してしまうことから、ポストコロナも見据えて、経済・観光の成長のため、今後の機材投資等を支援する必要がある。

○ 上記、成長基盤確保のための支援として、航空機燃料税の更なる軽減（18,000円/kl→9,000円/kl）を実施する。

成長基盤確保のための支援策

要望の結果

航空機燃料税の軽減

本則：26,000円/kl ⇒ 18,000円/kl ⇒ 9,000円/kl（令和3年度に限る）
（平成23年度～令和2年度）

【航空機燃料税】 航空機燃料税の税率を更に1/2軽減

	平成22年度以前		現行（平成23～令和2年度）		改正（令和3年度）
本則	26,000円/キロリットル	軽減	18,000円/キロリットル	更に軽減	9,000円/キロリットル
特定離島路線	19,500円/キロリットル		13,500円/キロリットル		6,750円/キロリットル
沖縄路線	13,000円/キロリットル		9,000円/キロリットル		4,500円/キロリットル

【航空機燃料譲与税】 航空機燃料税から地方自治体へ譲与する割合を引き上げ （2/9 → 4/9）

＋

空港使用料の減免
（調整中）

（着陸料、航行援助施設利用料等）

コロナ影響下でも、需要回復に速やかに対応できる機材等の供給体制を確保するとともに、需要回復後の成長投資ができる体力を確保

住宅ローン減税及び住宅取得等資金に係る贈与税非課税措置の拡充及び床面積要件の緩和
（所得税・贈与税・個人住民税）

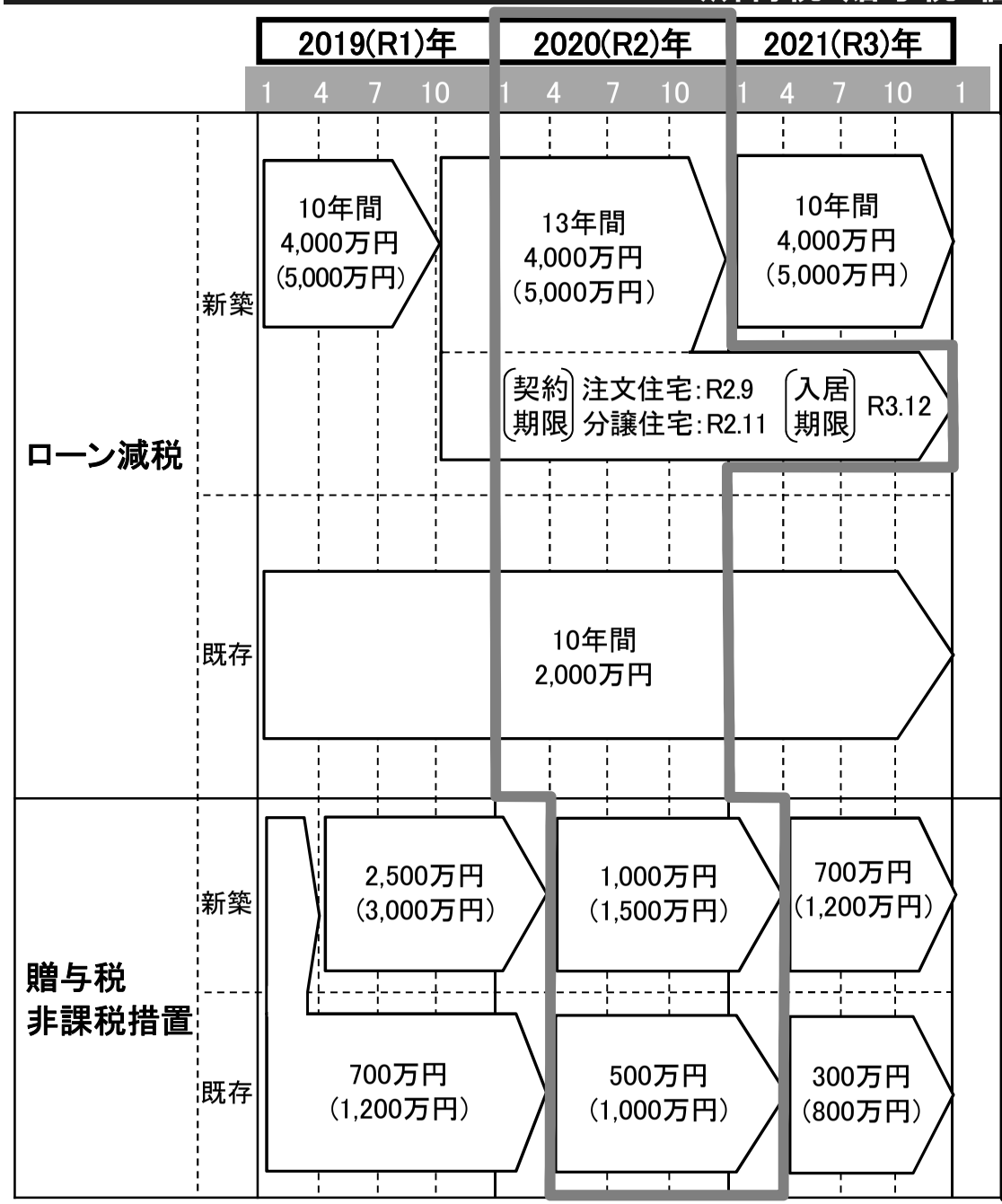

具体的な措置内容

・契約期限（注文住宅はR3.9、分譲住宅はR3.11）と入居期限（R4.12）を満たす者について、ローン残高の１%の控除を13年にわたって適用
　※契約期限と入居期限をともに１年延長。
　※所得要件（合計所得金額3,000万円以下）は維持。
　※コロナによる入居遅延は問わない。

・新築について、合計所得金額1,000万円以下の者に限り、床面積要件を40㎡以上に緩和（50㎡以上から引下げ）

・R3年はR2年の措置を維持
　※所得要件（合計所得金額2,000万円以下）は維持。

・新築について、合計所得金額1,000万円以下の者に限り、床面積要件を40㎡以上に緩和（50㎡以上から引下げ）

土地等に係る流通税の特例措置の延長（登録免許税・不動産取得税 ）

土地等の流動化・有効利用の促進、新型コロナウイルス感染症により打撃を受けた経済の再生・デフレ脱却等を図るため、以下の特例措置を延長する。
①土地の所有権移転登記及び信託登記に係る登録免許税の特例措置を2年間延長
②土地等に係る不動産取得税の特例措置を3年間延長

施策の背景

土地取引件数は、依然として低水準。新型コロナウイルス感染症の影響により取得件数はさらに低下。

土地取引件数の推移

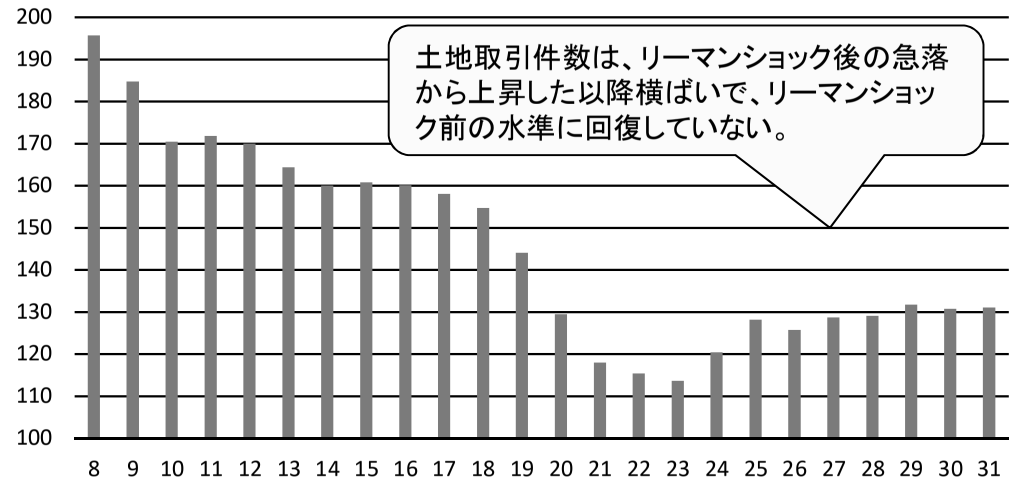

※法務省「登記統計」より

【参考】
令和2年4－9月の取引件数は、昨年比で－5%

経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）（抜粋）

「我が国経済への影響は甚大であり、（略）我が国経済は、総じてみれば、極めて厳しい状況にある」
「この百年に一度の危機から日本経済を守り抜く。デフレへ後戻りはさせない」

新型コロナウイルス感染症により経済が大きな打撃を受ける中、土地等の取得時の負担を軽減することで需要を喚起することにより、土地等の流動化と有効利用の促進を図るとともに、デフレ脱却・経済再生を確かなものとする。

要望の結果

①土地の所有権移転登記等に係る**登録免許税**の税率の特例措置の適用期限を**2年間**（令和3年4月1日～令和5年3月31日）**延長**する。

②土地等の取得に係る**不動産取得税**の課税標準及び税率の特例措置の適用期限を**3年間**（令和3年4月1日～令和6年3月31日）**延長**する。

対象		特例	本則	
①登録免許税	所有権移転登記	1．5%	2%	2年間延長
	信託登記	0．3%	0．4%	
②不動産取得税	宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例	1／2	―	3年間延長
	土地等の取得に係る不動産取得税の税率の特例	3%	4%	

Jリート及び特定目的会社が取得する不動産に係る特例措置の延長（登録免許税・不動産取得税）

Jリート及び特定目的会社が不動産を取得する場合における登録免許税及び不動産取得税の特例措置を2年間延長する。

施策の背景

○ 地域経済の活性化や国際競争力の強化に向けた都市基盤の整備・まちづくりの積極的な推進が必要であるが、国・地方公共団体の財政状況は厳しく、民間の資金・アイデアの活用が必要

不動産の証券化を推進して更なる民間資金の活用を促し、以下を促進

①我が国の経済成長につながる、国際ビジネスを惹きつけるための質の高いオフィスや住宅等の供給による**優良な都市ストックの形成**

②開発事業の出口で物件を取得する等、有力な買い手として機能することにより、不動産取引の活性化による**デフレ脱却**に貢献

③超高齢社会に対応した高齢者向け住宅や介護・医療サービス拠点、Eコマースの拡大等に伴う高機能の物流施設、国内観光の振興等に対応したホテル・旅館等、成長分野における良質な不動産の供給促進を通じた**地域経済の活性化**

○「未来投資戦略2017－Society 5.0の実現に向けた改革－」
（平成29年6月9日閣議決定）

「**2020年頃までにリート等の資産総額を約30兆円に倍増することを目指し、成長性の高い不動産への転換や供給に向けた投資を促す観点から、**環境性、快適性等の品質に優れた不動産を適正に評価するなど、投資家の利便性・信頼性の向上等を図るため必要な、一覧性・実用性に優れた不動産情報の整備・公開、新たな認証制度の創設、不動産鑑定評価制度の見直しについて本年度中を目途に行う。」

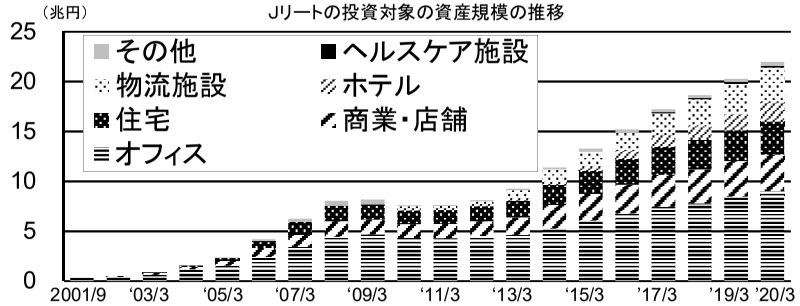

（注1）「その他」は、「オフィス」「商業・店舗」「住宅」「ホテル」「物流施設」「ヘルスケア施設」以外の用途。
（注2）2009年3月以前の「ホテル」「物流施設」「ヘルスケア施設」は「その他」に含まれる。
2010年3月～2016年3月の「ヘルスケア施設」は「その他」に含まれる。
（出典）2003年3月～2020年3月　投資信託協会公表データ
2001年9月、2002年3月はARES推計値

要望の結果

特例措置の内容

○Jリート及び特定目的会社が取得する不動産について、以下の措置を講じる。

【登録免許税】 移転登記に係る税率を軽減（本則 2% → 1.3%）

【不動産取得税】 課税標準から3／5控除

結　果

○現行の措置を2年間（令和3年4月1日～令和5年3月31日）延長する。

＜Jリート等の仕組み＞

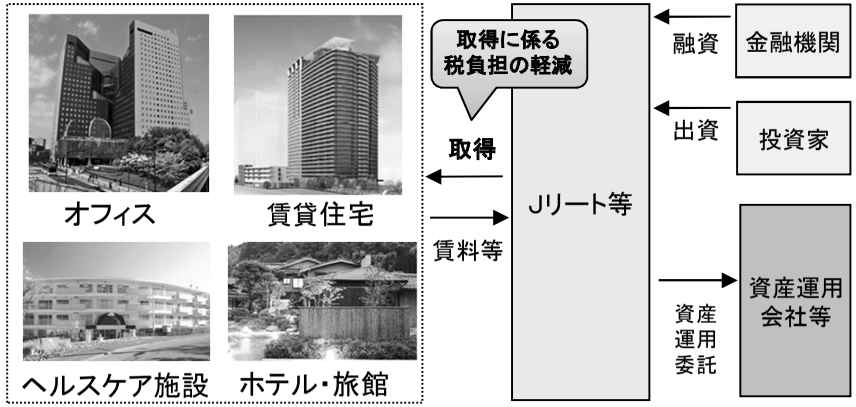

不動産特定共同事業において取得される不動産に係る特例措置の拡充・延長等（登録免許税・不動産取得税）

不動産特定共同事業を活用した民間不動産投資を一層推進するため、特例事業者等が取得する不動産に係る現行の特例措置を2年間延長するとともに要件の見直しを行う。

施策の背景

都市機能の向上及び地域活性化を図るため、またデフレからの脱却のためには、不動産特定共同事業法の仕組みを一層活用し、さらなる民間不動産投資を誘発することが必要

○　建築物の耐震化や老朽不動産の再生、豊富な資金と目利き力を活かした物件の開発やバリューアップ等を図るとともに、そこで営まれる事業における雇用創出を通じて、**地域経済の活性化や国際競争力の強化にも資する優良な都市ストックの形成を促進**

○　全国各地域において空き家や空き店舗等が増加しているところ、地域における小規模不動産の再生等を促進し、**地域における資金の好循環を構築**

＜地方都市での活用例＞
石川県小松市が遊休市有地（百貨店跡地）を事業者に賃貸し、ホテル・大学・子育て施設等の官民複合施設を不動産特定共同事業（特例事業スキーム）により整備。

＜空き蔵再生の例＞
神奈川県三浦郡葉山町の空き蔵を宿泊施設に改修。クラウドファンディングにより資金調達を行った。

○「経済財政運営と改革の基本方針2019について」（令和元年6月21日閣議決定）
「・・・耐震改修を促進するため、着実な支援の実施、**不動産証券化手法の活用等に努める**。」

○第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和元年12月20日閣議決定）
「クラウドファンディングなどの手法を用いた空き家等の遊休不動産の再生を促進するため、適正な運営の確保と投資家の利益の保護を図ることを目的に策定した「不動産特定共同事業法の電子取引業務ガイドライン」を周知するとともに証券化手法に携わる人材を育成するなど地方創生に向け、**不動産特定共同事業などの不動産証券化の活用を支援する**。」

○「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）
「「地方創生SDGs金融」を通じた自律的好循環の形成に向け、登録・認証等制度のガイドラインの作成、地域金融機関等に対する表彰制度等の創設、**不動産特定共同事業（FTK）による資金供給を行う**。」

要望の結果

特例措置の内容

○特例事業者等が取得する不動産について以下の措置を講じる。
【登録免許税】税率軽減（移転登記：2%→1.3%、保存登記：0.4%→0.3%）
【不動産取得税】課税標準から1／2控除

結　果

○現行の措置を2年間（令和3年4月1日～令和5年3月31日）延長する。
○10年以内譲渡要件の撤廃・借地上の建物の追加など、一部要件の見直しを行う。

＜不動産特定共同事業の概要＞

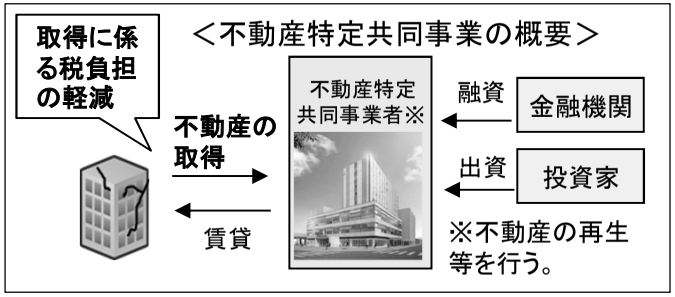

国際船舶に係る特例措置の拡充・延長（固定資産税）

我が国経済活動を支える国際海上輸送の安定的な確保のため、国際船舶の増加を促進するための特例措置を３年間延長するとともに、外航日本船舶の国際競争力強化をさらに図るための特例措置を講じる。

施策の背景

○ 安定的な国際海上輸送の確保を通じた経済安全保障を確立するためには、日本商船隊の中核を担う国際船舶※1の増加を促進し、国際競争力の強化を図ることが必要であるが、日本商船隊は昨今の海運不況の影響やコロナ禍等により厳しい経営環境にある状況。

○ こうした中、法改正により、特定船舶※2の導入促進を図るための認定制度を創設し、国際的・社会的に求められている安全性、環境性を持つ船舶の導入を促進することにより、我が国の造船業と一体となって、海事産業の基盤強化を図ることが必要。

※1 日本船舶であって国際海上輸送の確保上重要な船舶
※2 エネルギー効率等の環境性能に優れ、自動制御技術等により安全性能の向上や船員の負担軽減に資する船舶であって、高性能かつ高品質な船舶 （具体的な要件は調整中だが、安全性及び省力化の向上、大気汚染、海洋汚染防止の技術を有する船舶として検討）

我が国の貿易に占める海上輸送の割合（重量ベース）

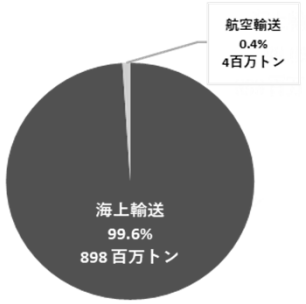

海上輸送の割合
99.6%

（出典）財務省貿易統計、海事局調べ 2019年

日本商船隊による輸出入貨物の輸送比率

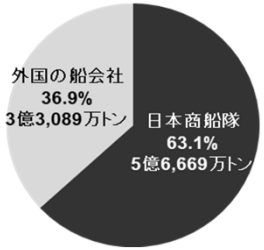

日本商船隊の輸送比率
63.1%

（出典）海事局調べ 2019年

（参考）諸外国の固定資産税

日本（軽減後）	課税
ノルウェー	非課税
デンマーク	非課税
ドイツ	非課税
オランダ	非課税
フランス	非課税
イギリス	非課税
アメリカ	一部州は課税
シンガポール	非課税
中国（香港）	非課税
パナマ	非課税
リベリア	非課税

要望の結果

特例措置の内容

国際船舶に係る固定資産税の課税標準を軽減 （外航船舶：課税標準 １／６ → 国際船舶：課税標準 １／18）

結 果

国際船舶：課税標準：１／18、特定船舶に該当する国際船舶：１／36とし、３年間延長する。（令和３年４月１日～令和６年３月31日）

国際コンテナ戦略港湾等及び国際バルク戦略港湾に係る特例措置の延長（固定資産税・都市計画税）

港湾運営会社による設備投資と民の視点での港湾運営を促進するため、国際戦略港湾等の港湾運営会社が取得した荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置を2年間延長する。また、大型船に対応した港湾機能の確保や企業間連携を促進するため、資源・エネルギー等の拠点となる埠頭の荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置を2年間延長する。これらを通じて、我が国の産業競争力の強化、国民の雇用と所得の維持・創出を目指す。

国際コンテナ戦略港湾等

施策の背景

▶コンテナ船の更なる大型化等に伴い、国際基幹航路の寄港地の絞り込みが進行

▶その中で、国際基幹航路の我が国港湾への寄港を維持・拡大するためには、我が国港湾の国際競争力の強化が必要

▶そのため、港湾運営の効率化等を実現すべく、港湾運営会社による設備投資を促進することが必要

＜政府方針への位置づけ＞
▶「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定）
▶「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）　等

要望の結果

特例措置の内容　【固定資産税・都市計画税】

国際戦略港湾等の港湾運営会社が取得した一定の荷さばき施設等の課税標準を、取得後10年間、以下のとおりとする。
①国際戦略港湾⇒価額の1／2
②一定の要件を満たす国際拠点港湾⇒価額の2／3

結　果

現行の措置を2年間（令和3年4月1日～令和5年3月31日）延長する。

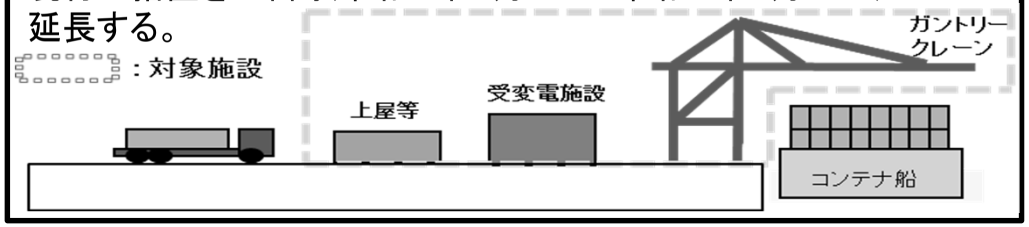

国際バルク戦略港湾

施策の背景

▶我が国の資源・エネルギー等については、海外からの輸入に依存しており、安定かつ安価な輸入を確保することが重要

▶そのため、ばら積み貨物の輸入拠点となる港湾（特定貨物輸入拠点港湾）を指定し、大型船に対応した港湾機能の確保や、企業間連携による海上運送の共同化を進め、効率的な海上輸送網を形成することが必要

▶併せて、大型船に対応した効率的な積卸しや荷さばきに資する、高能率な荷さばき施設等の整備を促進することが必要

＜政府方針への位置づけ＞
▶「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定）　等

要望の結果

特例措置の内容　【固定資産税・都市計画税】

特定貨物輸入拠点港湾における一定の要件を満たす埠頭において、特定利用推進計画に基づき国の補助を受けて取得した荷さばき施設等の課税標準を、取得後10年間、価額の2／3とする。

結　果

現行の措置を2年間（令和3年4月1日～令和5年3月31日）延長する。

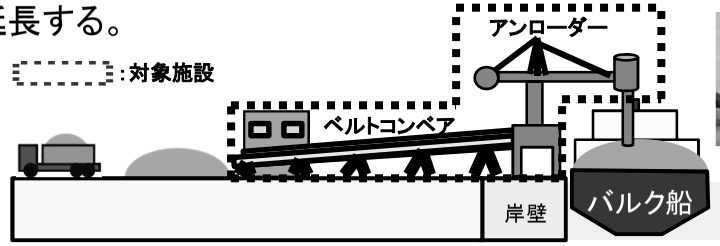

アンローダー

軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（軽油引取税）

施策の背景

1. 船舶運航事業者等の船舶の動力源

船舶運航事業者は中小零細事業者が多く、厳しい経営環境にある中で、営業費用の約2割を占める燃料費の負担増は経営に直接的かつ深刻な影響を与え、特に地域住民の移動手段の確保や生活物資の安定供給等、地域交通網の維持ひいては地域経済に重大な影響を及ぼすため、本特例措置の延長が必要。

また、内航貨物船、外航日本船舶、官用船、訓練船、自家用船舶等についても本特例措置の延長が必要。

2. 港湾整備等に従事する作業船の動力源

港湾整備等には、浚渫船などの各種作業船が不可欠であるが、軽油を使用する作業船を保有する事業者は中小企業が多く、厳しい経営環境下にある。本特例措置が廃止された場合、運航コストが増大し、作業船の確保が困難となる。その結果、効率的な港湾整備や円滑な災害復旧等に支障をきたし、港湾が機能不全に陥ることにより、背後地域の経済及び雇用に重大な影響を及ぼす恐れがあることから、本特例措置の延長が必要。

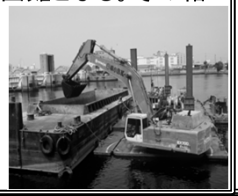

3. 鉄軌道事業者等の鉄軌道用車両等の動力源

輸送量が少なく採算の確保が困難な非電化地方鉄道路線を運行している鉄道事業者及び厳しい経営状況下にある非電化地方鉄道ネットワークの維持とともに、貨物鉄道事業者の経営の安定化と、貨物鉄道サービスの維持及び鉄道貨物輸送の利用促進を通じて、モーダルシフトの推進を図るためには、本特例措置の延長が必要。

4. 建設機械の動力源

近年多発する災害からの復旧・復興や国土強靱化に向けたインフラ整備等、円滑に工事を施工し将来にわたる品質や安全性を確保するために、とび・土工工事業者が果たす役割は極めて大きい。

そのため、経営基盤が脆弱なとび・土工工事業者が事業から撤退することなく引き続き事業を営んでいくことが必要であり、本特例措置の延長が必要。

5. 港湾運送に使用される自動車登録を受けていない機械及び船舶の動力源

物流分野におけるモーダルシフトの推進及び我が国港湾の国際競争力の強化は、日本経済にとって喫緊の課題。そのためには、港湾における荷役作業の効率化を図るための高能率の荷役機械及びはしけ・いかだ運送用船舶の導入・維持が不可欠であることから、本特例措置の延長が必要。

6. 倉庫業者及び鉄道貨物利用運送事業者等のフォークリフト等の動力源

倉庫業者及び鉄道貨物利用運送事業者は経営基盤が脆弱な中小企業が多く、収益性の低い事業であるが、災害等の際において、国民生活を支えるサプライチェーンを維持するため事業継続が不可欠なサービスであり、また、モーダルシフトを推進して物流の生産性向上を加速し、働き方改革を後押しするために、本特例措置の延長が必要。

7. 空港内において使用される特殊車両の動力源

空港において航空機の牽引や貨物の搭降載を行うグランドハンドリング会社は、航空便の運航に必要不可欠な役割を担っているが、そのほとんどが中小事業者である上、人件費・機材の維持費等の固定費の負担が大きく、収益性は高くない。

国民の社会経済活動に必要不可欠な航空ネットワークを維持するためには、本特例措置の延長が必要。

8. スキー場のゲレンデ整備車等の動力源

スキー場の振興はリフトを運行する索道事業の経営環境の改善のみならず、スキー場を抱える地域経済の活性化にも重要な役割を果たしている一方で、スキー場の運営者のほとんどが経営の厳しい索道事業者であり、経営環境の改善とスキー場を抱える地域の観光振興を図るためには、本特例措置の延長が必要。

9. 海上保安庁の船舶の動力源

海上保安庁は、海上における治安の確保等、国の根幹的・恒久的な業務を実施しているところ、我が国周辺海域を巡る状況は一層厳しさを増していることから、海上保安体制強化に関する関係閣僚会議において、「海上保安体制強化に関する方針」が決定（2016年12月）され、必要な体制の強化を順次進めることとされた。

軽油は海上保安庁の船舶の約7割に使用されていることから、同方針に基づき、当庁の業務実施体制に万全を期すため、本特例措置の延長が必要。

要望の結果

特例措置の内容

【軽油引取税】課税免除

船舶、鉄軌道用車両、建設機械、荷役機械等の動力源に使用される軽油

結　果

現行の措置を3年間（令和3年4月1日～令和6年3月31日）延長する。

トラック、内航貨物船、機械装置等に係る中小企業投資促進税制の延長
（所得税・法人税・法人住民税・事業税）

中小企業者がトラック、内航貨物船、機械装置等を取得した場合における特例措置を延長する。

施策の背景

○トラック事業者、内航海運事業者等は、国内貨物輸送の大半を担うなど、我が国の国民生活及び産業活動において重要な役割を果たしている。
○一方で、その大半を投資余力の小さい中小企業者が占めており、その経営基盤の強化や生産性の向上を図るため、設備投資の促進を図ることが重要。

【国内貨物輸送量】
（トンキロベース）

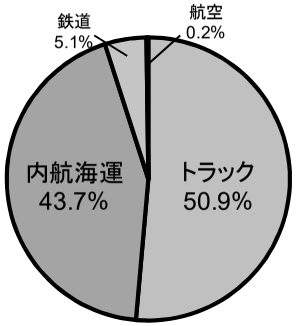

平成30年度実績

	トラック事業	内航海運事業
事業者数	62,461事業者 （国土交通省調べ）	2,904事業者 （国土交通省調べ）
従業員数	193万人 （総務省「労働力調査」）	6.5万人 （国土交通省調べ）
中小企業の割合	97.2% （国土交通省調べ）	99.7% （国土交通省調べ）
営業利益率（平均） （営業利益／売上高） 参考：全産業平均は3.7%	▲0.1% （全日本トラック協会「経営分析報告書」）	0.7% （国土交通省調べ）

※データは平成30年度又は平成30暦年の数値

政策の目標

経営基盤が脆弱な中小のトラック事業者、内航海運事業者等の設備投資を促進

・国民生活及び産業活動を支えるサービスの安定的な供給の確保や、そのコスト削減及び生産性向上に寄与
・幅広い関連業界への経済波及効果を通じて、日本経済の活性化に寄与

要望の結果

特例措置の内容

【所得税・法人税】 取得価額（内航船舶は取得価格の75%）の30%の特別償却又は7%の税額控除
（対象設備：トラック車両、内航貨物船、機械装置等）

結　果

現行の特例措置を2年間（令和3年4月1日～令和5年3月31日）延長する。

都市再生緊急整備地域等に係る課税の特例措置の延長

（所得税・法人税・登録免許税・不動産取得税・固定資産税・都市計画税）

都市再生緊急整備地域等において、国土交通大臣の認定を受けた大規模※で優良な民間都市開発プロジェクト（認定民間都市再生事業）に係る特例措置を2年間延長する。

※事業区域面積　原則1ha以上

施策の背景

我が国の都市の更なる魅力向上による国際競争力の強化・地域経済の活性化を図るとともに、新型コロナ危機を踏まえたニューノーマルにも対応した都市再生を推進するため、引き続き都市再生促進税制による支援が必要。

政府方針の位置付け

「成長戦略フォローアップ」（2020年度版）

≪**都市の競争力の向上**≫

○東京五輪後も見据えた**都市の競争力強化**のため、**複合型開発等の優良な民間都市開発の支援**

「経済財政運営と改革の基本方針2020」

○**ゆとりとにぎわいあるまちづくり**(※)を実現

※交通拠点結成を含む駅周辺の**都市空間再構築等**。

○国際金融ハブとしての**国際金融都市の確立**

「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」

≪**国際競争力強化**による**魅力的な都市の形成**≫

○更なる**民間投資の喚起**や**都市再生の質の向上**を実現

○**複合型開発等の優良な民間都市開発事業を推進**

※令和2年7月17日閣議決定

都市再生緊急整備地域一覧

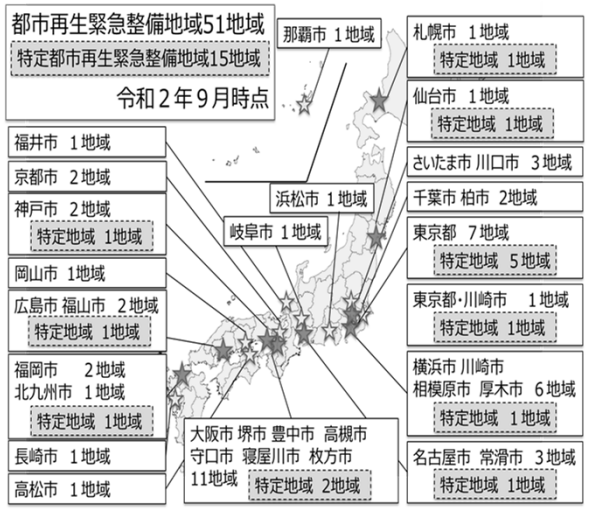

民間都市再生事業の効果

【特定都市再生緊急整備地域】
臨海副都心有明北地区地区計画（有明ガーデン）

○国際会議施設・ハイグレードホテル等の一体整備
⇒**国際競争力の強化**

○商業・居住・ホテル・エンタメ等の多機能複合型の開発
⇒**多様なライフスタイルへの対応**

○大規模なオープンスペースの創出
⇒**都市の過密の解消**

【都市再生緊急整備地域】
高松丸亀町商店街民間都市再生事業

○商業・居住・文化施設等の
○融合した魅力的な開発
⇒**地域経済の活性化をけん引**

○住宅とコミュニティ施設の一体整備による定住人口の増加
⇒**市街地の空洞化の防止**

※写真は事業者より提供

要望の結果

○認定民間都市再生事業の施行に伴い取得する建築物等について、以下の特例措置を講じる。

特例措置の内容

【所得税・法人税】
５年間2.5割増償却（5割増償却）

【登録免許税】
建物の保存登記：0.4%→0.35%（0.2%）

【不動産取得税】 課税標準１／５控除（１／２控除）
（上記を参酌基準とし、1／10～3／10（2／5～3／5）の範囲内で都道府県の条例で定める割合を控除）

【固定資産税・都市計画税】 課税標準を5年間3／5に軽減（1／2に軽減）
（上記を参酌基準とし、1／2～7／10（2／5～3／5）の範囲内で市町村の条例で定める割合に軽減）

結　果

現行の措置を２年間（令和３年４月１日～令和５年３月31日）延長する。

※(　　) 内は特定都市再生緊急整備地域内の場合

シェアサイクルの導入促進に係る特例措置の創設（固定資産税）

公共交通を補完する移動手段であるシェアサイクルの普及促進を図るため、市町村自転車活用推進計画に記載された事業を対象として、シェアサイクルポートの設置に係る固定資産税の特例措置を創設する。

施策の背景

○国は、**自転車活用推進法に基づき**、環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図るため、自転車活用推進計画（平成30年６月閣議決定）を策定し、自転車の活用の推進に関する施策の充実を図ってきたところ。

○また、コンパクト・プラス・ネットワークの進展に伴い、都市機能の集約と併せて、面的な移動性・回遊性向上のための交通ネットワークの整備を推進するためにも、**公共交通を補完しファースト／ラストマイルを担う交通システム**であるシェアサイクルの活用を図ることが重要となっている。

○さらに今般、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においても**人との接触を低減する取組として推奨されている**自転車の利用について、強力に推進を図っていく必要がある。

○地方公共団体では、観光戦略の推進、公共交通の機能補完、地域の活性化のほか、放置自転車の削減といった行政コスト削減を目的として、シェアサイクル導入のニーズが高まっており、その普及促進を更に進めるために、事業者の費用負担の軽減により、安定的な事業運営を促進することが必要。

シェアサイクルの導入目的

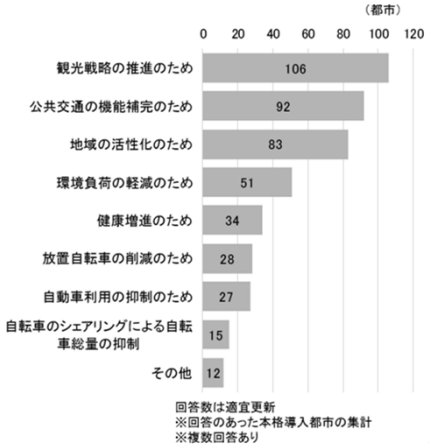

（平成31年3月 国土交通省アンケート結果より）

【政府方針】
○新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（新型コロナウイルス感染症対策本部決定 R2.3.28策定、R2.5.25変更） 三（３）４）職場への出勤等
「③政府及び地方公共団体は、（中略）**自転車通勤等、人との接触を低減する取組を自ら進めるとともに、事業者に対して必要な支援等を行う**。」

要望の結果 【固定資産税】

○ 一定の要件を満たすシェアサイクルポートの設置物・附属物について、３年間、課税標準を価格の３／４とする特例措置を創設。

・対象事業： 自転車活用推進法に基づく市町村自転車活用推進計画に記載されたシェアサイクル事業で、立地適正化計画の都市機能誘導区域内に存在し、一定の規模等の要件を満たすシェアサイクルポートの整備

・対象設置物： ラック、自転車、登録機、充電装置、雨除け 等

・特例期間： ２年間（令和３年４月１日～令和５年３月31日）

シェアサイクルポート（札幌市）

登録機

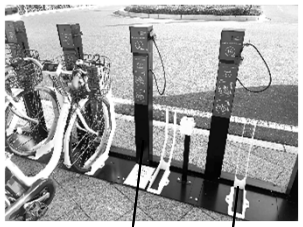

充電装置 ラック

地域福利増進事業に係る特例措置の延長（固定資産税・都市計画税）

地域福利増進事業を通じた土地の有効活用を促すため、地域福利増進事業の用に供する資産に係る固定資産税等を軽減する特例措置を2年間延長する。

施策の背景

○　人口減少・高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下や地方から都市等への人口移動を背景とした土地の所有意識の希薄化等により、所有者不明土地が全国的に増加し、公共事業の推進等の様々な場面において、所有者の特定等のため多大なコストを要するなど、円滑な事業実施への支障となっている。

○「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」（平成30年法律第49号）では、一定の所有者不明土地について、都道府県知事による事業の公益性等の確認を経て、当該土地に使用権（上限10年）を設定し、公園、広場、購買施設等として利用する「地域福利増進事業」を創設しており、地域福利増進事業を通じた土地の有効活用を促進するため、引き続き税制支援が必要。

○　なお、新型コロナウイルス感染症や自然災害の激甚化による影響が懸念される中、オープンスペース等への需要が高まっており、今後の地域福利増進事業の活用が期待される。

イベントスペース

（出典）福井市

ポケットパーク

（出典）杉並区

まちなか防災空き地

（出典）神戸市HP

要望の結果

特例措置の内容

【固定資産税、都市計画税】

地域福利増進事業の用に供する一定の土地及び償却資産について、課税標準を5年間2／3に軽減する。

適用のイメージ（土地について）

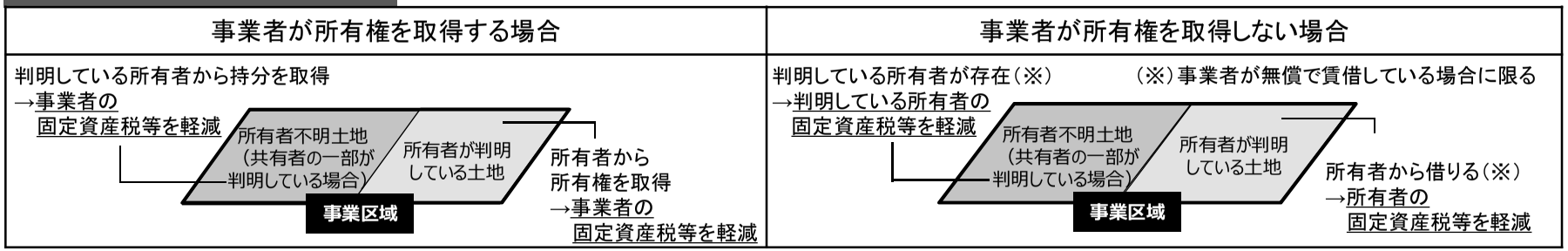

結　果

現行の措置を2年間（令和3年4月1日～令和5年3月31日）延長する。

相続税等納税猶予農地を公共事業用地として譲渡した者に対する利子税の免除特例措置の延長（相続税・贈与税）

公共事業推進の大前提となる迅速かつ円滑な用地取得を図るため、相続税又は贈与税の納税猶予を受けた農地を公共事業用地として譲渡した者について、納税猶予期間中の利子税の全額を免除する措置を5年間延長する。

施策の背景

「ウィズコロナ」の経済戦略としての高規格幹線道路等基幹ネットワークの強化、東日本大震災等からの復興・再生、近年多発する大型台風や豪雨による大規模水災害などからの防災、減災、国土強靱化に資する緊急輸送道路の再構築など**各種公共事業を推進する大前提として、迅速かつ円滑な用地取得が不可欠**。

地価の大幅な下落

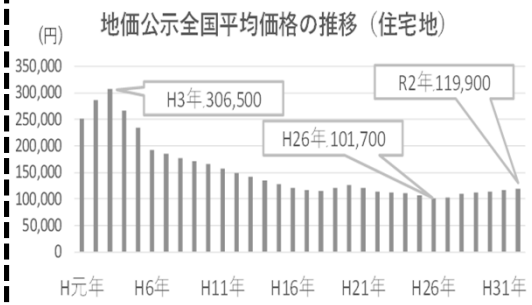

平成3年から令和2年までの間に**約61%**下落

※相続税路線価：地価公示価格の約8割

地価水準の高い時点で相続した納税猶予農地を公共事業用地として譲渡する際に、支払うこととなる相続税等猶予額と現時点で得られる用地売却収入とのアンバランスのため、用地買収が難航し、事業の進捗に影響。

○用地補償額と納税見込額とがアンバランスになるケース

用地補償額（土地代）		納税見込額
約4，400万円	＜	約4，600万円 （相続税額：約3，200万円） （利子税額：約1，400万円）

※平成6年に相続した農地 200㎡を譲渡した場合

要望の結果

特例措置の内容

相続等により農地を取得した相続人等は、引き続き農業を継続する等の条件を満たす場合に、相続税等の納税猶予が受けられるが、免除期限前に譲渡した場合は、相続税等及び利子税の納付が必要となるところ、公共事業用地として譲渡した場合は、利子税を全額免除する。

相続、生前贈与 農業経営者の死亡 → 納税猶予手続 → 収用交換等による譲渡 →

・相続税等を納付
・**利子税は免除**
（令和8年3月31日まで。恒久措置は1／2の納付）

※代替農地を取得した場合は、納税猶予が継続される。

結　果

現行の措置を5年間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）延長する。

買取再販で扱われる住宅の取得等に係る特例措置の延長（不動産取得税）

既存住宅流通・リフォーム市場の活性化を図るため、買取再販事業者が既存住宅を取得し一定のリフォームを行った場合、不動産取得税を減額する特例措置を2年間延長する。

施策の背景

○ 既存住宅流通・リフォーム市場の更なる活性化に向けて平成30年４月より、宅地建物取引業法の改正による**インスペクションの活用**や、**「安心R住宅」制度**などの取組を開始したところ。

○ **買取再販**は、ノウハウを有する事業者が既存住宅を買い取り、質の向上を図るリフォームを行いエンドユーザーに販売する事業。**消費者が安心して購入できる**ことから、**既存住宅流通・リフォーム市場の拡大に大きな役割を果たすもの**として期待。

目標　2025年までに既存住宅流通市場規模を８兆円に、リフォーム市場規模を12兆円に倍増
〔未来投資戦略2017（平成29年６月９日閣議決定）〕

要望の結果

特例措置の内容

現行、買取再販で扱われる住宅に係る不動産取得税（事業者の取得にかかるもの）ついて、以下の通り減額

【住宅部分】 築年月日に応じ、一定額を減額
【敷地部分】 一定の場合（※1）に、税額から一定額（※2）を減額

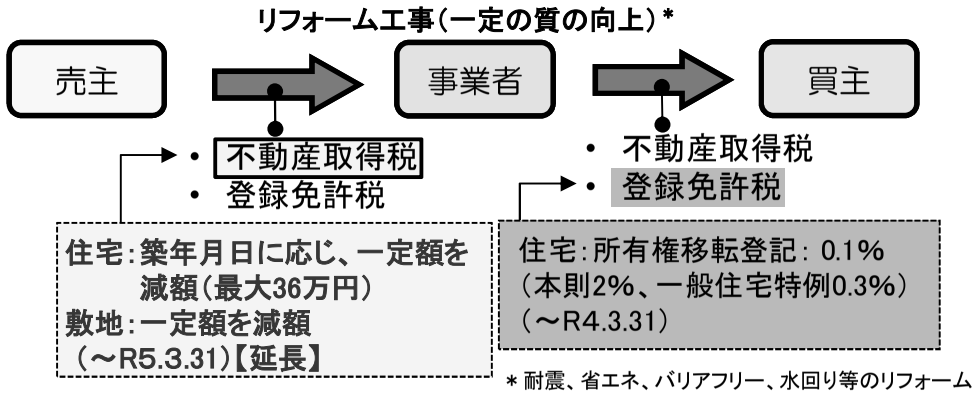

※1　対象住宅が「安心R住宅」である場合または既存住宅売買瑕疵担保責任保険に加入する場合

※2　150万円又は家屋の床面積の２倍（200㎡を限度）に相当する土地の価格のいずれか大きい額に税率を乗じて得た額

結　果

○現行の措置を**2年間**（令和３年４月１日～令和５年３月31日）**延長**する

サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長（不動産取得税・固定資産税）

高齢者が安心して暮らせる住宅ストックが不足していることから、在宅医療・介護の場となるサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進するため、新築のサービス付き高齢者向け住宅に係る特例措置を２年間延長する。

施策の背景

■ 高齢者が安心して暮らせる住宅ストックは諸外国と比較すると不足している中、高齢単身世帯・高齢夫婦世帯の増加は今後も見込まれる状況

■ このため、在宅医療・介護の場となる高齢者向け住宅の供給促進が必要であり、特に、補助事業のない有料老人ホーム等は供給促進にそぐわないこと等を踏まえれば、サービス付き高齢者向け住宅の供給を促進することが必要

■ また、一部の自治体から、今後もサービス付き高齢者向け住宅の着実な整備が必要であるとして、特例措置の延長要望がなされている

全高齢者に対する介護施設・高齢者住宅の割合

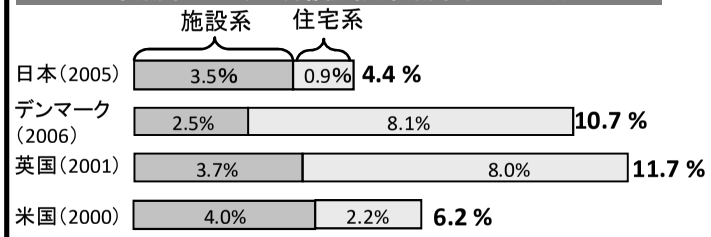

資料：社会保障国民会議サービス保障（医療・介護・福祉）分科会(第8回)

高齢単身世帯・高齢夫婦世帯の増加

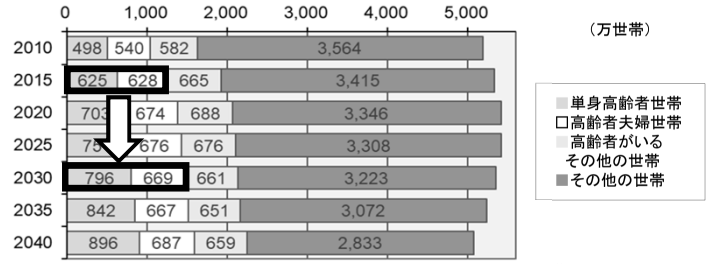

出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」（平成30年推計）及び総務省「平成27年国勢調査」をもとに、国土交通省作成

要介護状態にある高齢者は増加傾向

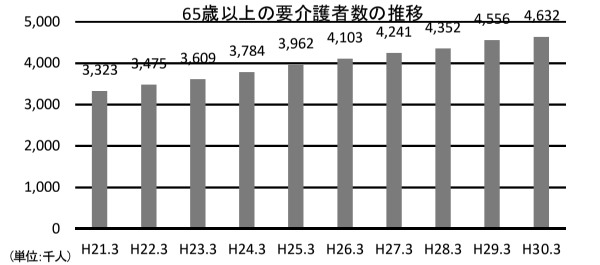

（出典:介護保険事業状況報告）

■ （参考）政府計画における位置づけ

住生活基本計画（H28.3.18閣議決定）

○ 高齢者が望む地域で住宅を確保し、日常生活圏において、**介護・医療サービスや生活支援サービスが利用できる居住環境を実現**

○ まちづくりと調和し、高齢者の需要に応じた**サービス付き高齢者向け住宅等の供給促進**や「生涯活躍のまち」の形成

○ **高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合　4%**（令和7年度）

「高齢社会対策大綱」（H30.2.16閣議決定）

○ 介護基盤や**サービス付き高齢者向け住宅等の高齢者の住まいの整備**などを進める。

○ 高齢者が、地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、**サービス付きの高齢者向け住宅の供給**等により、住宅のバリアフリー化や見守り支援等のハード・ソフト両面の取組を促進する。

未来投資戦略2017（H29.6.9閣議決定）

中短期工程表「既存住宅流通・リフォーム市場を中心とした住宅市場の活性化②」

○ **サービス付き高齢者向け住宅**や高齢者支援施設等**の整備を促進**

○ **サービス付き高齢者向け住宅の適切な立地や質の確保に向けた取組の実施**

等

要望の結果

特例措置の内容

【固定資産税】５年間、税額を１／２～５ ／ ６の範囲内で市町村が条例で定める割合を軽減（参酌標準：２／３）

【不動産取得税】

家屋：課税標準から1,200万円控除／ 戸

土地：税額から一定額（※）を減額

※ 150万円又は家屋の床面積の2倍（200㎡を限度）に相当する土地の価格のいずれか大きい額に税率を乗じて得た額

結　果

現行の措置を2年間（令和3年4月1日～令和5年3月31日）延長する。

マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴う税制上の所要の措置
（所得税・法人税・登録免許税・住民税・事業税・不動産取得税）

マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴い、これに関連する税制上の支援措置を講ずる。

施策の背景

・現在のマンションストック総数（約666万戸）のうち、築後40年超のマンションは約92万戸（いずれも令和元年度末時点）で、10年後には約2.3倍の約214万戸となる見込みであり、今後、耐震性のある高経年マンションの老朽化が懸念される。

・団地型マンションの建替事業はこれまで小規模な団地で進んできているところであるが、今後はより大規模な団地での建替が予定されている。

令和2年6月に成立した、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正により、以下の措置を講じることを踏まえ、これに関連する税制上の支援措置を講ずる。

（1）要除却認定マンションの対象の拡充
耐震性が不足するものに加え、外壁の剥落等により周辺に危害を生ずるおそれがあるマンション等で除却の必要性に係る認定を受けたマンション（特定要除却認定マンション）について、全員合意によらず、多数決の決議によって、マンション敷地売却事業の対象とする。

（2）団地型マンションにおける敷地分割制度の創設
一部棟を存置しながらその他の棟の建替え・マンション敷地売却を行うため、特定要除却認定マンションを含む団地において、全員合意によらず、多数決の決議によって、敷地の分割を可能とする。

■ 築後30、40、50年超の分譲マンション戸数

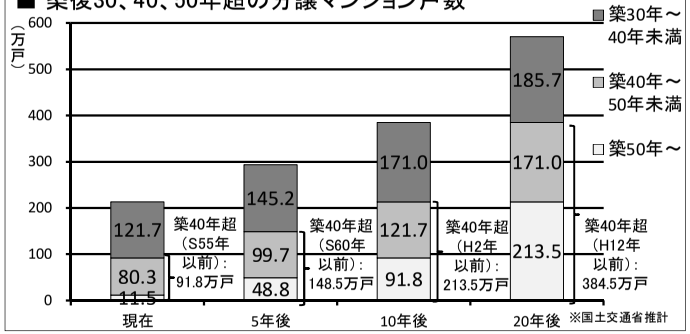

■団地型マンションの建替事例・検討中事例の規模割合比較

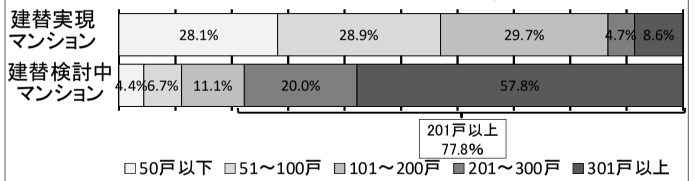

※国土交通省が把握している建替事例及び平成30年度マンション総合調査により分析

要望の結果

マンション建替事業

（不動産取得税）
○組合が取得する特定要除却認定マンション及びその敷地に係る課税の非課税措置

マンション敷地売却事業

（所得税・法人税・法人住民税・個人住民税・事業税）
○区分所有者が組合に敷地等を買い取られる場合の長期譲渡所得に係る軽減税率（所得税・個人住民税）及び重課免除（法人税・法人住民税・事業税）
○移転等の支出に充てる借家人補償金の総収入金額への不算入措置（所得税・個人住民税）

（登録免許税）
○組合が受ける分配金取得手続開始の登記の非課税措置
○組合が売渡請求により取得する敷地利用権・区分所有権の取得の登記の非課税措置
○権利消滅期日の特定要除却認定マンション及びその敷地に関する登記の非課税措置

（不動産取得税）
○組合が取得する特定要除却認定マンション及びその敷地に係る課税の非課税措置

敷地分割事業

（所得税・法人税・法人住民税・個人住民税・事業税）
○敷地権利変換を受けて区分所有者が敷地等を取得した場合において、従前資産の譲渡がなかったものとみなす措置
※グループ法人税制の適用に係る所要の措置も含む

（登録免許税）
○組合が受ける敷地権利変換手続開始の登記の非課税措置
○敷地権利変換による敷地の権利変動に係る登記の非課税措置

半島、離島及び奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長（所得税・法人税）

半島振興対策実施地域、離島振興対策実施地域及び奄美群島における製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等の用に供する設備に係る割増償却制度を、令和4年度末まで2年間延長する。

施策の背景

地理的な条件不利性を抱え、**社会減を大きな要因とする人口減少、高齢化、就業者数の減少**が進む半島、離島及び奄美群島においては、小規模零細も含めた事業者による**投資促進を通じた内発的発展**を図ることによって雇用の場を確保し、ひいては定住人口を確保することが必要である。なお、**「経済財政運営と改革の基本方針2020」**（令和2年7月17日閣議決定）**にも「条件不利地域対策に取り組む」ことが位置づけ**られている。

	根拠法	市町村	特殊性	人口（H25～R1）	社会増減（R1）	高齢化（R1）	就業者（H22～H27）
半島振興対策実施地域	半島振興法	194	・三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、居住や経済活動に制約 ・国土の幹線軸から隔離	▲8.1%	▲0.60%	36.4%	▲4.0%
離島振興対策実施地域	離島振興法	112	・船や飛行機等の交通手段が限られ輸送費が多額	▲11.1%	▲0.28%	31.5%	▲7.3%
奄美群島	奄美群島振興開発特別措置法	12	・戦後8年間、米国の軍政下 ・台風の常襲、特殊病害虫の発生	▲7.0%	▲0.38%（H30）	33.9%	▲2.5%
				全国 ▲1.7% 37道県 ▲3.6%	全国 ＋0.01% 37道県 ▲0.22%	全国 28.4% 37道県 30.6%	全国 ▲1.2% 37道県 ▲1.2%

※総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（令和2年1月1日）」、総務省統計局「平成22年国勢調査」及び「平成27年国勢調査」を加工。
※37道県は、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県を除いたもの。

要望の結果

特例措置の内容

【所得税・法人税】

半島、離島及び奄美群島の産業振興促進計画等の区域内において、製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等の用に供する設備を取得した場合に、**5年間48%（建物、附属設備、構築物）または32%（機械、装置）の割増償却**

結　果

特例措置を**2年間（令和3年4月1日～令和5年3月31日）延長**する。

関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長（法人税）

関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特例措置を2年間延長する。

施策の背景

◇国家プロジェクトとして都市の建設を促進

◆関西文化学術研究都市建設促進法（昭和62年6月）

【目的】

第一条　文化、学術及び研究の拠点となる都市づくりをめざすものであり、我が国及び世界の文化等の発展並びに国民経済の発達に資する。

【税制上の措置】

第十条　租税特別措置法の定めるところにより、関西文化学術研究都市の建設に必要な措置を講ずるものとする。

関西文化学術研究都市は、持続可能な都市づくりを目指しており、地元や国が様々な施策を実施しているところであり、令和2年3月末時点で151の施設が立地するなど、文化・学術・研究の拠点形成に向けて整備が進んでいるが、

文化学術研究施設用地の施設整備率は55．1%であり、十分な集積メリットを発揮するまでには至っていない

本特例措置により、事業者の活力を十分に活かして多様な規模・機能の文化学術研究施設の立地促進を図り、新産業創出等国民経済の活性化を図る必要がある

[関西文化学術研究都市：全域]

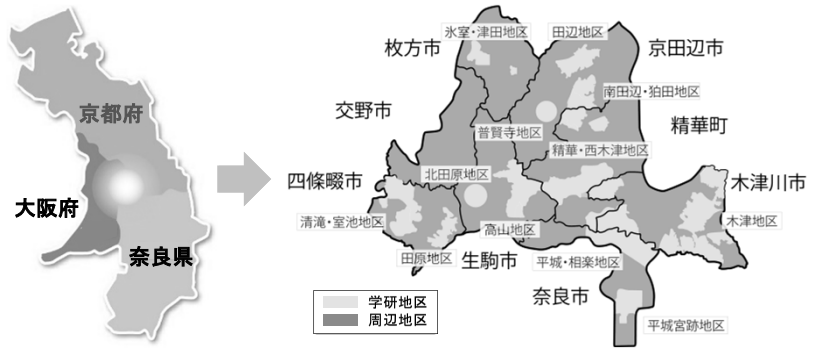

◇本特例措置の適用事例

バイオ関係の研究企業
＜精華・西木津地区＞
健康科学・微生物科学・植物科学等の領域で世界最先端の研究を実施

今後2年間にも複数の民間企業による新たな施設の進出が見込まれている

要望の結果

○関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設について以下の特例措置を講じる。

特例措置の内容

【法人税】
- 建物及び附属設備（取得金額 3.5億円以上）　特別償却率　6/100
- 機械及び装置　（取得金額400万円以上）　特別償却率 12/100

結　果

特例措置を2年間（令和3年4月1日～令和5年3月31日）延長する。

IR事業の円滑な実施に向けた税制上の取扱いの明確化
（所得税・法人税・消費税・個人住民税・法人住民税・事業税・地方消費税）

IR事業の円滑な実施に向けて、参画しようとする事業者が適切に投資判断を行えるようにするため、各種税制の取扱いを明確化する。

施策の背景

○　スケジュール

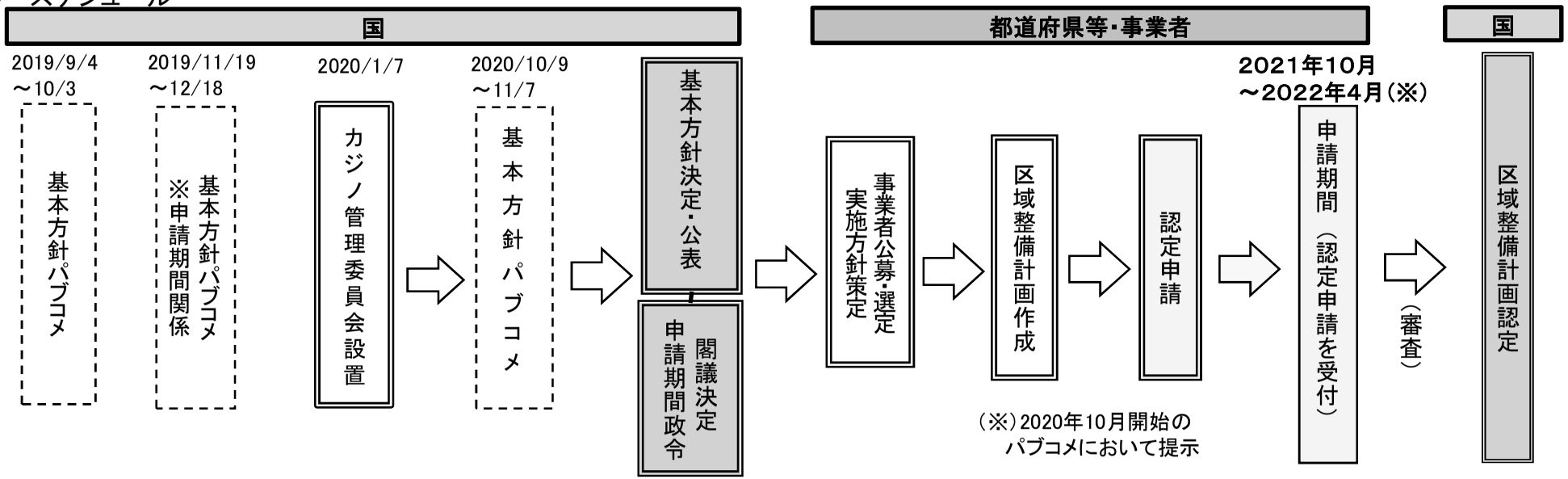

要望の結果

【所得税】ＩＲ事業の国際競争力を確保する観点から、非居住者のカジノ所得について非課税とする（居住者については、国内の公営ギャンブルと同様、課税とする※）。

※　支払調書の提出は求めず、税務当局が国税通則法に基づく情報照会手続を活用すること等を通じ、自主的な適正申告の確保を図る。

【消費税】カジノに係る売上げが不課税となることを前提に、カジノに係る事業に対応する仕入れについて仕入税額控除を制限する。その際、消費税法上の他の制度と同様、カジノに係る事業の収入がＩＲ事業全体の収入に比して少ない場合（５％以下）は、仕入税額控除を可能とする。なお、カジノ以外の事業に対応する課税仕入れについては、仕入税額控除制度の適用を可能とする。

【法人税】カジノ行為関連景品類について、諸外国で実施されている不特定多数の者に対する広告宣伝のための割引等クーポンの提供は広告宣伝費に、賭金額等に応じ一定の基準に基づき行うキャッシュバックは売上割戻しに該当することなど、課税上の取扱いを明確化する。

自動車関係諸税の見直し（エコカー減税等の延長・見直し（自動車重量税・自動車税・軽自動車税））

○ トラック・バス、タクシーについては、「営自格差」を堅持した上でエコカー減税、グリーン化特例を２年間延長。一部見直しを行った上で、エコカー減税、グリーン化特例、環境性能割における現行の減免対象割合を維持。

重量車（トラック・バス）

エコカー減税（自動車重量税）※3

○現行の減免対象割合を維持

令和3・4年度	平成27年度燃費基準					電気自動車等※1
	未達成	達成	105%	110%	115%	
自動車重量税	対象外		▲50%	▲75%	免税	免税※2

グリーン化特例（自動車税・軽自動車税）※3

○現行の減免対象割合を維持

令和3・4年度	電気自動車等※1
重量車	▲75%

環境性能割（自動車税・軽自動車税）※3 ※4

○現行の減免対象割合を維持

令和3・4年度	平成27年度燃費基準				電気自動車等※1
	未達成	達成	105%	110%	
重量車（自家用）	3%	2%	1%	非課税	
重量車（事業用）	2%	1%	0.5%	非課税	

乗用車（自家用・タクシー）

エコカー減税（自動車重量税）※3

○令和12年度燃費基準を採用した上で、現行の減免対象割合を維持

令和3・4年度	令和12年度燃費基準						電気自動車等※1
	60%	70%	75%	85%	90%	120%	
自動車重量税	▲25%		▲50%		免税	免税※2	

グリーン化特例（自動車税・軽自動車税）※3

○令和12年度燃費基準を採用した上で、現行の減免対象割合を維持

令和3・4年度	令和12年度燃費基準				電気自動車等※1
	60%	70%	80%	90%	
乗用車（自家用）	対象外				▲75%
乗用車（営業用）	対象外	▲50%		▲75%	▲75%

環境性能割（自動車税・軽自動車税）※3 ※4

○令和12年度燃費基準を採用した上で、現行の減免対象割合を維持

令和3・4年度	令和12年度燃費基準						電気自動車等※1
	60%未満	60%	65%	75%	85%	達成	
乗用車（自家用）	3%	2%		1%	非課税		
乗用車（営業用）	2%	1%	0.5%	非課税			
軽自動車（自家用）	2%	1%		非課税			
軽自動車（営業用）	2%	1%	0.5%	非課税			

※1 電気自動車等とは、乗用車においては、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車、クリーンディーゼル乗用車（一部要件見直し）を指し、重量車においては、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車を指す。
※2 初回継続検査についても免税。
※3 乗用車において、令和2年度燃費基準未達成車は対象外（クリーンディーゼル乗用車は令和4年度以降）
※4 令和元年10月1日から令和3年12月31日までに取得した自家用乗用車（軽自動車を含む）については、税率を1%分軽減する。

自動車関係諸税の見直し（自動車関係諸税の課税のあり方の検討）

令和３年度与党税制改正大綱（令和２年12月10日　自由民主党・公明党）（抜粋）

○　自動車関係諸税については、2050年カーボンニュートラル目標の実現に積極的に貢献するものとするとともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティーの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向、地域公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る特例措置の延長(固定資産税)

低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る特例措置(固定資産税)の適用期限を2年間延長する。

施策の背景

○ 地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)等に沿って、低炭素化等に資する旅客用の鉄道車両の導入等を推進

○ さらなるCO2排出量の削減、省エネ対策に加え、安全性の向上やメンテナンスの軽減効果等を生み出す車両の導入を加速化するため、本特例措置の延長が必要不可欠

適用車両(例)

既存車両

抵抗器を使ってモーターを制御しているため、
無駄な熱エネルギーが発生

CO2排出量
約30～50%改善

更新

新規車両

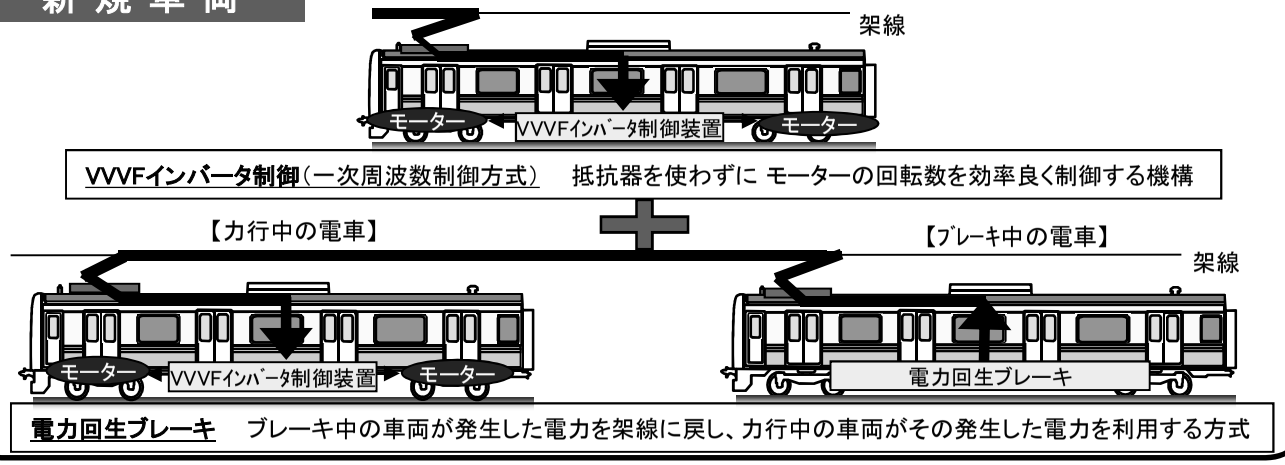

要望の結果

特例措置の内容

【固定資産税】
低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両について、
課税標準を5年間2／3(※1)に軽減。
※1　中小事業者は5年間3／5

結　果

現行の措置を一部見直した上で、2年間(令和3年4月1日～令和5年3月31日)延長する。

主な適用要件

特急用車両等を除く車両のうち、
1. 電　車…VVVFインバータ制御装置(※2)と電力回生ブレーキの双方を備えた車両への更新または改良
2. 気動車…VVVFインバータ制御装置(※2)を備えた電気式気動車への更新
3. 更新以外の車両…新たな営業路線の開業又は列車の編成を構成する車両の増加に伴うもので、上記の要件を備えたもの

※2　GTOサイリスタ型VVVF制御装置を除く

船舶に係る特別償却制度の延長（所得税・法人税）

我が国海事産業の国際競争力の強化を図るため、環境負荷低減に資する船舶やIoT技術等の最新技術を活用した先進船舶の導入促進を図るための特例措置を2年間延長する。

施策の背景

○我が国は、貿易の99.6%、国内貨物輸送の約4割（産業基礎物資の約8割）を海上輸送に依存しており、また災害時の支援物資等の輸送を担うなど、海運は我が国の国民生活や経済活動を支える基幹的輸送インフラである。

○国際的・社会的にCO2削減等の環境負荷低減が求められている海運について、環境負荷低減に資する船舶の普及を促進する必要がある。

○また、海事分野でのIoT技術等の活用の動きが始まりつつある中、我が国海事産業の国際競争力を確保するため、それらの新技術を積極的に導入していく必要がある。

○我が国の国民生活や経済活動を支える海運について、環境負荷低減に資する船舶及び特例の対象となる先進船舶の普及を促進し、競争力ある事業基盤を構築する必要がある。

(参考) 外航先進船舶のイメージ

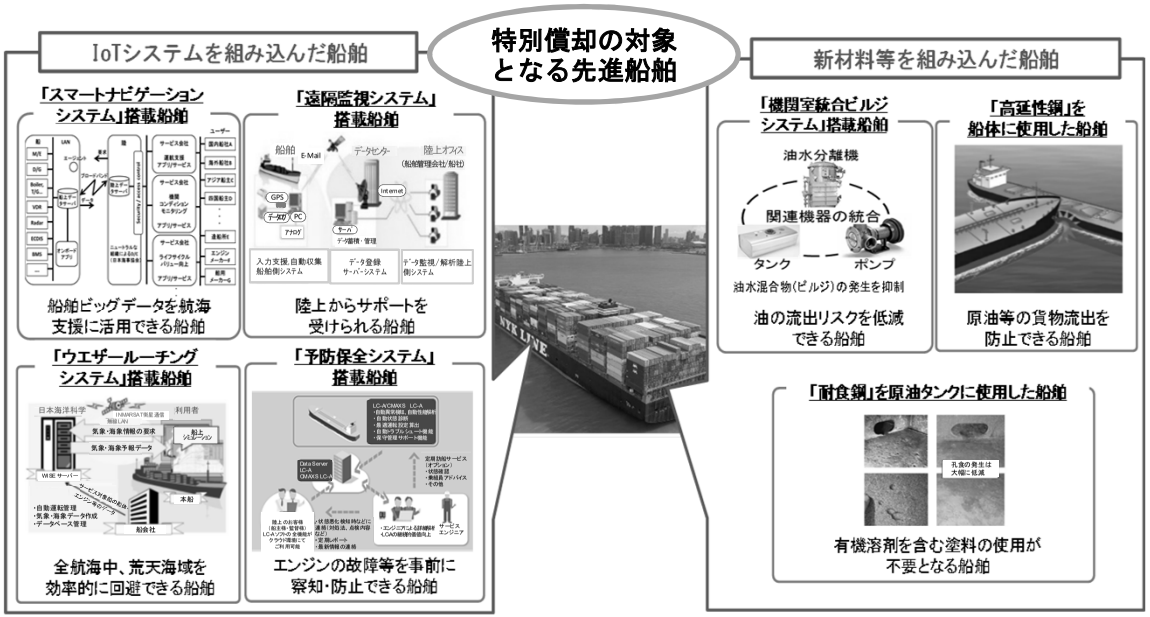

要望の結果

特例措置の内容

【所得税・法人税】船舶に係る特別償却制度の措置

（外航船舶）【先進船舶】日本籍船：20%　外国籍船：18%
【環境負荷低減船】日本籍船：17%　外国籍船：15%
（内航船舶）【高度環境低負荷船】18%　【環境低負荷船】16%

結　果

現行の措置を、要件の一部を見直した上で、2年間（令和3年4年1日～令和5年3月31日）延長する。

（参考）特別償却のイメージ（外航先進船舶（日本籍船））

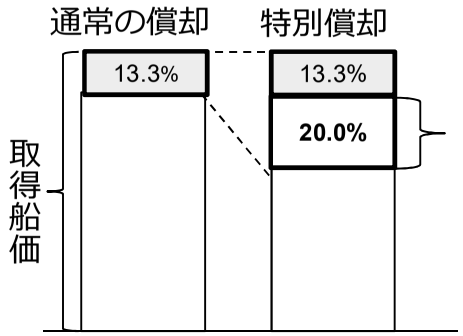

船舶建造のためのキャッシュの早期確保が可能
→新たな船舶投資の促進

(例)船価50億円
50億円×20%
×23.2%(法人税率)
=2.3億円
(特償による減税効果)

※　償却法：定率法（耐用年数15年、償却率0.133）

鉄道駅等のバリアフリー施設に係る特例措置の拡充・延長（固定資産税・都市計画税）

バリアフリー施策に係る課税標準の特例措置について、対象施設を拡充の上、適用期限を2年間延長する。

施策の背景

○高齢化が進む我が国において、高齢者、障害者等の自立した日常生活や社会参加の機会を確保するため、高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動する際の利便性・安全性を高める施策を講じることが喫緊の課題。

【移動等円滑化の促進に関する基本方針】（平成２３年３月31日）

１日当たりの利用者数**3，000人以上の**原則全ての**鉄軌道駅**

＜目標年度：**2020年度**＞

- **エレベーター**等を設置することを始めとした段差の解消
- **ホームドア**、**可動式ホーム柵**、点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備の整備　等

【交通政策基本計画】（平成２７年２月13日閣議決定）

大都市等において、高齢者や障害者、妊産婦等の自立した日常生活や社会生活を確保するため、**ホームドア**の設置やベビーカーの利用環境改善等、必要な対策を深化

特に、**視覚障害者団体からの要望が高い鉄道駅**及び１日当たりの平均利用者数が**10万人以上の鉄道駅**について、「移動円滑化の促進に関する基本方針」に則り、**ホームドア**又は内方線付きJIS規格化点状ブロックによる転落防止設備の優先的な整備

＜**ホームドアの設置数**＞

２013年度　583駅　→　**2020年度　約800駅**

バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について　（最終とりまとめ [2020年11月発表]） ※令和3年度以降5年間の目標

・利用者数3,000人以上の施設及び2,000人以上で基本構想の生活関連施設に位置付けられた施設を原則100%バリアフリー化。

・ホームドアについては、鉄道駅全体のうち3,000番線、そのうち10万人以上駅で800番線に整備。

○公共交通機関のバリアフリー化については、施設等の整備・導入時に多大な費用がかかる上、取得した施設等の維持管理にもコストがかかるため、償却資産に対する固定資産税などを減額することにより、施設等の取得に伴う負担が軽減されることから、施設等の整備・導入に対するインセンティブになることが見込まれる。

要望の結果

特例措置の内容

【固定資産税・都市計画税】　課税標準を5年間2／3に軽減

○鉄道事業者等が取得した「ホームドアシステム」及びその設置に係る償却資産

・１日あたり利用者数10万人以上の駅

・１日あたり利用者数10万人以上の駅を含む路線の駅

・バリアフリー法に基づく基本構想に位置付けられた駅

○鉄道事業者等が取得した「エレベーター」及びその設置に係る家屋及び償却資産

・１日あたり利用者数3千人以上の駅

・バリアフリー法に基づく基本構想の生活関連施設に位置付けられた１日あたり利用者数2千人以上の駅

結　果

【拡充】バリアフリー法に基づく基本構想の生活関連施設に位置付けられた１日あたり利用者数2千人以上の駅を対象とする。

【延長】適用期限を２年間（令和3年4月1日～令和5年3月31日）延長する。

バリアフリー車両に係る特例措置の拡充・延長（自動車重量税・自動車税）

バリアフリー車両に係る自動車重量税及び自動車税（環境性能割）の特例措置を拡充・延長する。

施策の背景

○ 高齢者、障害者を含むすべての人々が安心して生活することができるユニバーサル社会の実現や、2021年（令和3年）の東京オリンピック・パラリンピックのレガシーとするため、**バリアフリー車両の普及を予算措置と併せて加速させていくことが必要**である。

○ また、**空港アクセスバス**のリフト付き車両については、通常車両価格より高額であること等によりその普及が低調な状況になっているため、**改正バリアフリー法の附帯決議**、**障害当事者団体及び業界の要望**等により、さらなる普及促進やバリアフリー法の基本方針に新たな目標を設定するよう求められている。

○ このようなことから、**空港アクセスバスのリフト付き車両（乗車定員30人以上）に係る軽減措置を拡充**するとともに、**バリアフリー車両に係る特例措置を延長**することによって、バリアフリー化を強力に促進する。

施策の目標

バリアフリー法の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」におけるバリアフリー車両の目標及びバリアフリー化の状況

	乗合バス（路線バス・空港アクセスバス等）		貸切バス（観光バス等）	タクシー
バリアフリー車両の種類	ノンステップバス	リフト付きバス	ノンステップバス・リフト付きバス	福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシー（UDタクシー）含む）
目標（令和2年度まで） ⇒ **新目標（令和3～7年度）**	約70% ⇒ **約80%**（引き上げ）	約25% ⇒ **約25%**（現状維持）（注1）	約2，100台 ⇒ **約2，100台**（現状維持）	約44，000台 ⇒ **約90，000台**（引き上げ）（注2）
バリアフリー化の実績（令和元年度）	61．1%	5．2%	1，081台	37，064台（21，736台）

（注1）空港アクセスバスに関する目標を新設 ⇒ 平均利用者数2，000人/日以上の航空旅客ターミナルのうち鉄軌道アクセスがない施設へのバス路線の運行系統の総数の約50%について、バリアフリー化した車両を含む運行とする。
（注2）UDタクシーに関する目標を新設 ⇒ 各都道府県における総車両数の約25%をUDタクシーとする。

要望の結果

特例措置の内容

措置対象 ＼ 税目	ノンステップバス（構造・設備基準に適合した車両）	リフト付きバス（乗車定員30人以上）（構造・設備基準に適合した車両）〔 空港アクセスバス 〕	リフト付きバス（乗車定員30人以上）（構造・設備基準に適合した車両）〔 空港アクセスバス以外 〕	リフト付きバス（乗車定員30人未満）（構造・設備基準に適合した車両）	ユニバーサルデザインタクシー（UDタクシー）（バリアフリー性能に優れた車両と認定された車両）
	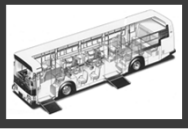				
自動車重量税	初回分を免税	初回分を免税	初回分を免税	初回分を免税	初回分を免税
自動車税（環境性能割）	取得価額から1，000万円を控除	取得価額から800万円を控除	取得価額から650万円を控除	取得価額から200万円を控除	取得価額から100万円を控除

結　果

・ 空港アクセスバスのリフト付き車両（乗車定員30人以上）に係る軽減措置を拡充（自動車税（環境性能割）の控除額を800万円に引き上げ）する。

・ 現行の特例措置について、自動車重量税は令和3年4月1日～令和6年3月31日の3年間延長、自動車税（環境性能割）は令和3年4月1日～令和5年3月31日の2年間延長する。

先進安全技術を搭載したトラック・バス車両に係る特例措置の拡充・延長
（自動車重量税・自動車税）

衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載したトラック・バスについて、自動車重量税及び自動車税（環境性能割）の特例措置を延長するとともに、特例措置の対象に側方衝突警報装置を追加する。

施策の背景

○「第10次交通安全基本計画」（平成28年3月）において令和2年までに死者数を2,500人以下とする政府目標が掲げられている中、令和元年の交通事故死者数は3,215人となっており、更なる取組みの強化が必要。特に関越自動車道における高速ツアーバス事故（平成24年4月）、軽井沢スキーバス事故（平成28年1月）に見られるように、大型車両は事故発生時の被害が大きくなりやすい。

○ドライバーの安全運転を支援する先進安全技術には、高い事故防止・被害軽減効果が期待されるため、トラック・バスにおける基準化・義務化を進めているが、装置価格が高く事業者の負担が大きいことから、義務化までの間、税制特例を講じることにより、装置の早期普及を促進する必要がある。

①衝突被害軽減ブレーキ（AEBS）

前方の障害物との衝突を予測して警報するとともに、ブレーキを制御。

	死亡事故	負傷事故
全事故件数	4,863件	894,281件
事故低減効果	350件（7.2%）	51,241件（5.7%）

※平成22年の全車種区分の事故件数より試算

②車両安定性制御装置（EVSC）

車両の横滑りの状況に応じて、ブレーキやアクセルを制御し、横滑りや転覆を防止。

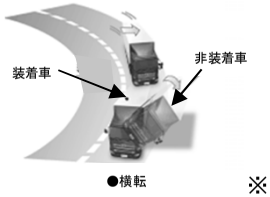

	死亡事故
全事故件数	29,799件
事故低減効果	1,113件（3.7%）

※平成22～28年の全車種区分の事故件数より試算

③車線逸脱警報装置（LDWS）

車のカメラが車線の位置を認識して、自動車が車線からはみ出しそうになった場合や、はみ出した場合に、音や警告灯等でドライバーに注意を促す。

	死亡事故	負傷事故
全事故件数	4,773件	731,915件
事故低減効果	165件（3.5%）	4,838件（0.7%）

※平成21年の全車種区分の事故件数より試算

要望の結果

特例措置の内容

対象車両	対象装置		重量税額からの軽減額	取得価格からの控除額
車両総重量20t超22t以下のトラック	③LDWS ※令和2年10月31日まで		25%軽減	175万円控除
8t超20t以下のトラック	3装置装着	①AEBS	50%軽減	350万円控除
3．5t超8t以下のトラック		②EVSC		
5t超12t以下のバス		③LDWS		
5t以下のバス	①AEBS	③LDWS		

結　果

○義務化が決定した装置について、義務化までの間、特例措置の対象とする。具体的には以下のとおり。

・現行の措置を7ヶ月間（令和3年4月1日～**令和3年10月31日**）延長する。

・対象装置に新たに義務化が決定した**側方衝突警報装置（BSIS）**を追加する。

《令和3年4月1日～令和3年10月31日》

対象車両	対象装置		重量税額からの軽減額		取得価格からの控除額	
22t超のトラック	④BSIS		25%軽減		175万円控除	
8t超のトラクタ						
20t超22t以下のトラック						
8t超20t以下のトラック	④BSIS		25%軽減	※75%軽減（①～④の装置装着）	175万円控除	※525万円控除（①～④の装置装着）
3．5t超8t以下のトラック	3装置装着	①AEBS	50%軽減		350万円控除	
		②EVSC				
		③LDWS				
5トン超12トン以下のバス	3装置装着	①AEBS	50%軽減		350万円控除	
		②EVSC				
		③LDWS				
5t以下のバス	①AEBS	③LDWS				

《令和3年11月1日～令和6年4月30日※》

対象車両	対象装置	重量税額からの軽減額	取得価格からの控除額
22t超のトラック	④BSIS	25%軽減	175万円控除
8t超のトラクタ			
20t超22t以下のトラック			
8t超20t以下のトラック			

※自動車税（環境性能割）については、～令和5年3月31日

※20t超22t以下のトラックは令和2年11月1日よりLDWSの全車装着義務化。

※3.5t超20t以下のトラック、12トン以下のバスは令和3年11月1日より3装置の全車装着義務化（5t以下のバスはAEBS、LDWS）

※ ▒ は現行措置からの変更点。

④側方衝突警報装置（BSIS）

自転車等を左側方に検知した場合、視覚及び音によりドライバーに警報し、左折巻込み事故を予防。

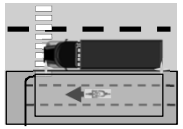

	死亡事故	負傷事故
全事故件数	1,926件	73,094件
事故低減効果	137件（7.1%）	1,063件（1.5%）

※平成20～29年の8t超のトラックの事故件数より試算

災害ハザードエリアからの移転促進のための特例措置の創設（登録免許税・不動産取得税）

防災移転について一層の支援の充実を図るため、税制上の特例措置を創設する。

施策の背景

・災害ハザードエリア内にある施設や住宅の移転は、移転費用や移転先確保等の理由により移転が進まないことから、今般の法改正で防災移転支援計画制度や防災指針制度を新たに創設したところ。
・国会の附帯決議及び骨太方針2020も踏まえ、防災移転につき一層の支援の充実を図ることが必要。

要望の結果

災害ハザードエリア（災害レッドゾーン、浸水ハザードエリア等）から安全な区域への移転を促進するため、市町村がコーディネートして策定した防災移転支援計画に基づき施設又は住宅を移転する場合、移転先として取得する土地建物に係る税制上の特例措置を講じる。

災害レッドゾーン等からの移転(イメージ)

災害レッドゾーン又は浸水ハザードエリア等から、立地適正化計画の都市機能誘導区域内（施設）、居住誘導区域内（住宅）のより安全な区域へ移転。

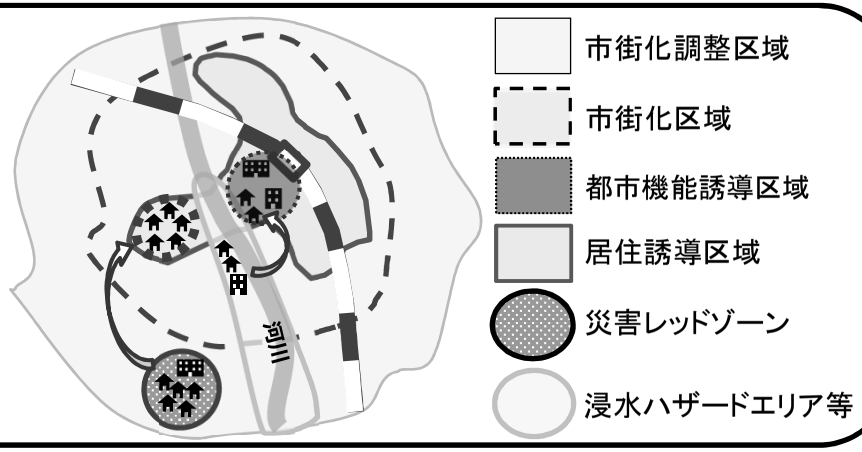

①浸水被害により被災した施設（病院）

②土砂災害により被災した住宅

特例措置の内容

【登録免許税】本則の１／２軽減
　＊所有権移転登記、地上権・賃借権設定登記
【不動産取得税】課税標準から１／５控除

結　果

上記について特例措置（令和３年４月１日～令和５年３月31日）を創設する。

出典①：「平成30年7月豪雨における被害等の概要」平成30年9月28日大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策検討小委員会、「平成30年7月豪雨および北海道胆振東部地震の報告」厚生労働省DMAT事務局
出典②：「令和元年台風第19号等に係る被害状況について」令和2年1月27日第16回社会資本整備審議会都市計画基本問題小委員会

被災住宅用地等に係る特例措置及び
被災代替家屋に係る税額の特例措置の拡充（固定資産税・都市計画税）

熊本地震及び平成30年７月豪雨に係る被災者の住宅再建に遅れが見られることから、被災住宅用地等に係る課税標準の特例措置及び被災代替家屋に係る税額の特例措置を２年間延長する拡充を行う。

施策の背景

【熊本地震（平成28年度発災）】

・被災住宅用地等特例・被災代替家屋特例が令和２年度で適用期限
・応急仮設住宅供与戸数：615戸（令和２年５月時点）

【出典】R2. 7国交省ヒアリング

【平成30年７月豪雨（平成30年度発災）】

・被災住宅用地等特例が令和２年度で適用期限
・応急仮設住宅供与戸数：2160戸（令和２年４月時点）

【出典】内閣府防災にて毎月調査

➡ 令和２年度中に住宅再建を完了できない見込みの被災者が存在するため、引き続き住宅再建を目指す被災者の負担を軽減する必要

被災自治体における今後の住宅再建見込み

○熊本地震

令和2年度（1月～3月）	令和3年度	令和4年度以降
131世帯	160世帯	50世帯

【出典】R2.4国交省ヒアリング

○平成30年7月豪雨（※）

令和２年度	令和３年度以降（時期不明を含む）
658件	約800件

【出典】R2.3国土交通省・内閣府調査
※岡山県、広島県、愛媛県において被害状況を考慮して選定した28自治体が対象

要望の結果

特例措置の内容

○ **被災住宅用地等の特例措置**（熊本地震・平成30年7月豪雨ともに令和2年度が適用期限）

住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、当該土地が住宅用地として使用することができないと市町村長が認める場合に限り、被災後2年度まで（被災市街地復興推進地域については被災後4年度まで。熊本地震被災地域については平成31年度に当該地域外についても被災後4年度までとする拡充）、引き続き住宅用地の特例を適用

【固定資産税】課税標準を1／6(200㎡以下)、1／3（200㎡超)【都市計画税】課税標準を1／3(200㎡以下)、2／3(200㎡超)

○ **被災代替家屋の特例措置**（熊本地震は令和2年度が適用期限）

震災等の事由により滅失・損壊した家屋の所有者が被災後4年度までに、当該家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得等した場合における、当該家屋に係る固定資産税及び都市計画税の税額を取得等後4年度分1／2に減額

結　果

現行の措置を2年間（令和3年4月1日～令和5年3月31日）延長する拡充を行う。

事前放流のために整備される利水ダムの放流施設に係る特例措置等の創設（固定資産税等）

事前放流のために利水ダムの放流施設を整備した場合に、民間事業者等が整備する当該施設の治水に係る部分の固定資産税を非課税とする特例措置等を創設する。

施策の背景

○ 令和元年12月に関係省庁で構成される「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議」で策定した基本方針において、既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう必要な措置を講じることとしている。

○ 利水ダムは発電や農業等を目的に整備されているため、事前放流で使用する放流管が小規模であるなどの理由で、洪水調節のための十分な空き容量が確保できないダムがあることから、放流施設の整備を促進する必要がある。

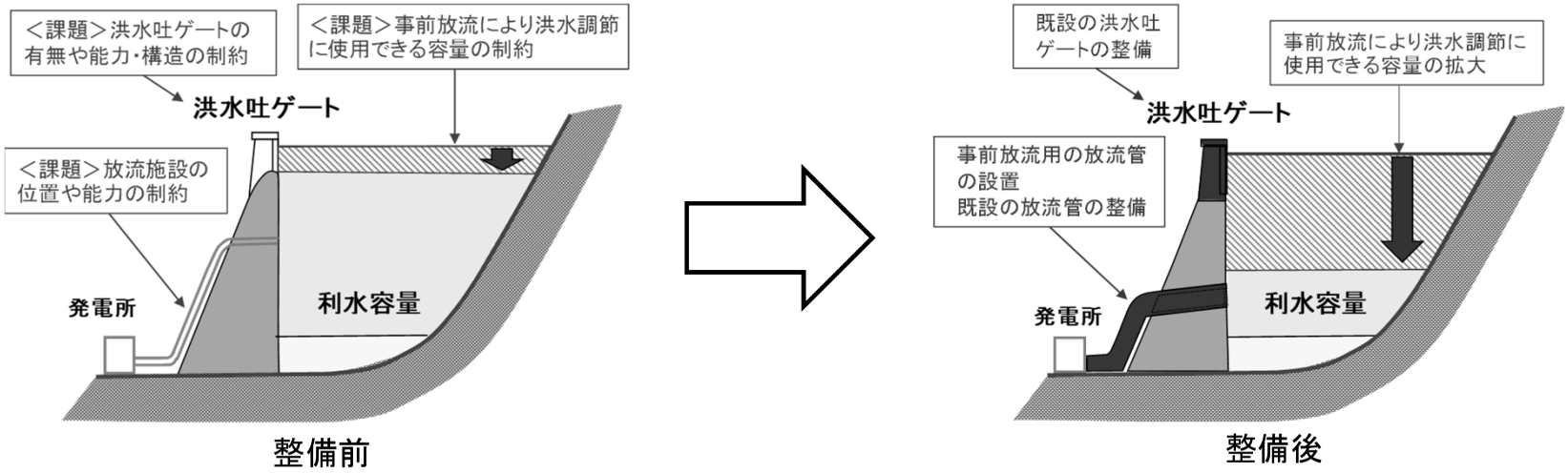

整備前　　整備後

要望の結果

特例措置の内容

事前放流のために利水ダムの放流施設を整備した場合に、民間事業者等が整備する当該施設の治水に係る部分の固定資産税を非課税とする等の措置を講じる。

結　果

恒久的な特例措置を創設する。

浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置の創設（固定資産税）

気候変動の影響による大雨の頻発化・激甚化に対して、あらゆる関係者が協働して流域対策を行う「流域治水」への転換を推進し、防災・減災が主流となる社会を目指すため、民間事業者等による雨水貯留浸透施設に係る特例措置を創設する。

施策の背景

○ 平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨など、近年甚大な水害が全国各地で頻発しており、今後、気候変動により更なる降雨量の増大や水害の頻発化・激甚化が懸念されている。

○ これに対し、あらゆる関係者が協働して流域対策を行う「流域治水」を推進するための新たな制度に位置付けられた雨水貯留浸透施設に対して税制による支援を講じることにより当該施設の整備促進を図る。

上部がオープンのケース

地下貯留のケース

要望の結果

特例措置の内容

【固定資産税】

流域内の浸水被害を防止・軽減させるため、新たな制度に基づき民間事業者等が整備する雨水貯留浸透施設について、課税標準を3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合とする。

結　果

3年間（～令和6年3月31日）の特例措置を創設する。

港湾の耐震対策の推進のための特例措置の延長（固定資産税）

民間事業者が所有する護岸等の耐震改修を促進し、大規模地震発生時の航路機能を確保するため、民間事業者が国の無利子貸付制度を活用して耐震改修を行った護岸等に係る固定資産税の特例措置を延長する。

施策の背景

・東日本大震災では、鹿島港では航路沿いの民有護岸・岸壁が被災、航路に土砂が流出したことで、約2週間にわたり船舶の交通を阻害。

・南海トラフ地震等の大規模地震の切迫性が懸念され、港湾において、非常災害時に耐震強化岸壁等を活用した海上ルートからの緊急物資輸送やエネルギー物資の供給を確保することが必要であるなか、港湾の護岸等の約4分の1を占める民有施設の耐震性確保が重要な課題。

・このため、耐震改修に対する支援として、平成26年の港湾法改正により、国による無利子貸付を可能にし、加えて固定資産税の課税標準の特例措置を講じるとともに、港湾管理者が港湾法第56条の5の報告徴収制度を用いて、耐震性確保に係る点検、診断を踏まえた技術基準の適合性に関し調査を実施。

・大規模自然災害に備え、国、港湾管理者等は総力をあげて港湾機能の継続に取り組むなか、民有護岸の耐震改修を事業者に呼びかけ、改修を促していくためには税制による支援は不可欠である。

民有護岸等の老朽化の進展

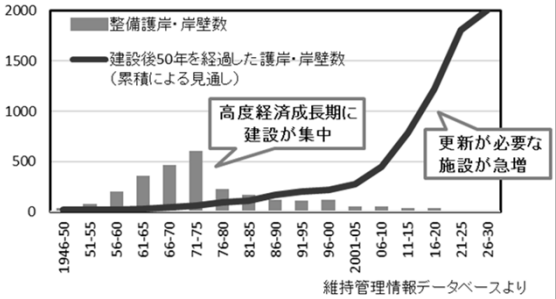

要望の結果

特例措置の内容

【固定資産税】南海トラフ地震防災対策推進地域などにおいて、国の無利子貸付を受けて改良された特別特定技術基準対象施設に対する固定資産税の課税標準を取得後5年間、次の通りとする。

（イ）南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域において改良され、その港湾区域が開発保全航路又は緊急確保航路の区域に隣接する港湾に存する施設　1／2

（ロ）（イ）以外の施設　5／6

結　果

現行の措置を2年間（令和3年4月1日～令和5年3月31日）延長する。

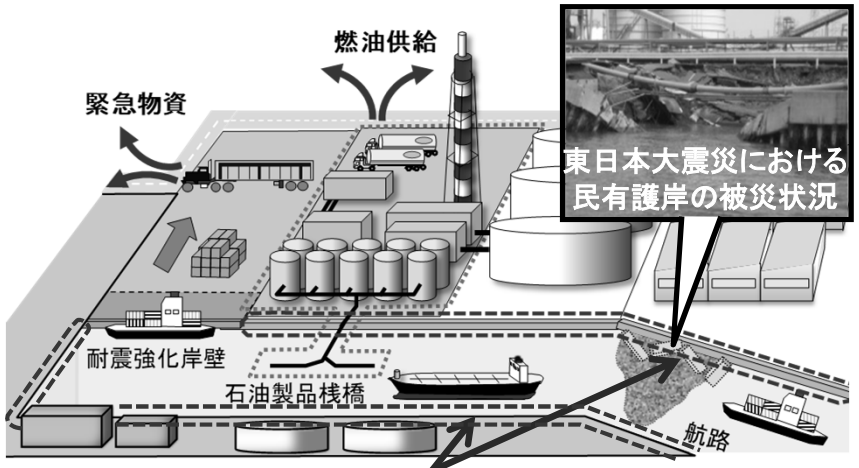

航路沿いの民有護岸等の改良を促進し、
非常災害時の航路機能を確保

Ⅳ. 主要項目以外の項目

1. 国土交通省主管

○特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の 1,500 万円の特別控除の延長（所得税・法人税等）

○特定住宅被災市町村の区域内にある土地等を譲渡した場合の 2,000 万円特別控除の特例措置の延長（所得税・法人税等）

○市街地再開発事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額の減額措置の延長（固定資産税）

○市民緑地認定制度における特例措置の延長（固定資産税等）

○都市計画法等の改正に伴う所要の措置（所得税・法人税等）

○津波避難施設に係る特例措置の延長（固定資産税）

○特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に係る特例措置の廃止（固定資産税）

○防災街区整備事業の施行に伴う新築の防災施設建築物に係る税額の減額措置の延長（固定資産税）

○特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長（印紙税）

○JR 北海道、四国及び貨物支援に係る所要の措置（法人税・登録免許税・不動産取得税）

○鉄道事業者等が取得した車両の運行の安全性の向上に資する償却資産に係る特例措置の延長（固定資産税）

○鉄道事業者等が取得した低床型の新造車両に係る特例措置の延長（固定資産税）

○都市鉄道利便増進事業に係る特例措置の延長（固定資産税等）

○都道府県の条例で定める路線を運行する乗合バス車両の取得に係る非課税措置の延長（自動車税（環境性能割））

2. 他省庁主管等

○試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充・延長（所得税、法人税等）

○技術研究組合の所得の計算の特例の延長（法人税）

○振興山村における工業用機械等の割増償却の廃止（所得税・法人税）

○過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の拡充・延長（所得税・法人税）

○過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置の廃止（所得税・法人税）

○過疎地域自立促進特別措置法の期限切れに伴う税制上の所要の措置

○特定の事業用資産（被災区域の土地等）の買換え等の場合の譲渡所得に係る特例措置の延長（所得税・法人税）

○東日本大震災の被災地における防災集団移転促進事業の移転元地を利活用するために土地の交換を行った場合の特例措置の延長（登録免許税）

○復興産業集積区域における機械及び装置、建物及びその附属施設並びに構築物の特別償却等の特例措置の延長（所得税・法人税等）

○省エネ再エネ高度化投資促進税制（再生可能エネルギー発電設備等の特別償却）の廃止（所得税・法人税）

○被災代替建物等に係る登録免許税の免税措置及び印紙税の非課税措置の延長（登録免許税・印紙税）

○被災代替家屋等に係る不動産取得税の特例措置の延長（不動産取得税）
○被災代替家屋等に係る固定資産税等の特例措置の延長（固定資産税等）
○被災住宅用地に係る固定資産税等の特例措置の延長（固定資産税等）
○中小企業経営強化税制の延長（所得税・法人税等）
○中小企業による経営資源集約化の促進に係る税制措置の創設（所得税、法人税等）
○低公害自動車に燃料を充てんするための設備に係る特例措置の延長（固定資産税）
○船舶産業事業者の事業再編等の競争基盤整備を促進する新たな制度に基づく事業への産業競争力強化法の特例措置の適用（登録免許税）
○福島における特定風評被害による経営への影響に対処するための特定事業活動に係る特例措置の創設（所得税・法人税等）
○沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置の延長（法人税等）
○生産設備を含む事業用施設の耐震化の設備投資等を促進する国土強靱化税制（仮称）の創設の検討

（この冊子は、再生紙を使用しています。）